

日本資本主義における従属労働関係の法的構造 (その三)

— 産業資本確立期を中心とする研究 —

宇 田 咱 郎

(教育学部・法律学研究室)

On the Legal Construction of the Dependent Labour Relations in the Capitalism in Japan (Part 3)

— A Study at the Age of Establishing Processes of Industrial Capital —

By

Ziro UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kochi University)

第二款 [懲罰] 解 雇

われわれは、第一款において、工場懲罰の一形態としての罰金制度を契機として現われる労働者の従属性の法的性格に関するものを主として分析することを意図しながら、同時に、工場懲罰の中核的存在を占めるものがこの罰金制度であることからして、そこにおいて、工場罰そのものが有する法的意味をも随伴的部分的に考察した積りである。この意味において、前款中の工場罰そのものが有する法的意味に関する論述の部分は、その基調をなすものはまたそのまま、本款の主題をなす懲罰としての「解雇」の法的意味についても、結論めいたことを先にいうようではあるが、妥当するものであることを最初に断っておかねばならない。従って、本款においては、工場懲罰の他の一形態たる「解雇」そのものに直接にあたる態度を以て、論を進めて行きたいと考える。

一 「解雇自由の原則」と懲罰解雇

一 工場懲罰としての解雇は、近代的表現を以てすれば、いわゆる「懲罰解雇」と呼ばれるものに該当する。

いわゆる懲罰解雇とは、懲戒処分として労働者の地位を失わせることであって、一般の解雇（普通解雇）が労働者の意思に反して退職させることであるのと異なり、懲戒処分として労働者の責任を問うことを趣旨とするものである。

さて、解雇といえば、そもそも市民法原理の下においては「解雇の自由」なる原則が認められている（〔明治〕民法第627条第一項参照）。憲法が生存権、労働権、労働基本権（日本国憲法第25、27、28条）を保障し、その下に近代的労働立法（労働基準法・労働組合法を中核とする）が制定実施されている現段階においても、労働法理論としては、この「解雇の自由」を容認し、「解雇を正当づけるような相当な理由」を積極的に解雇の効力の要件とする見解は、若干の対立はみられるにしても、労働法学者はこれを一般に認めておらないようである（備考参照）。

〔備考〕

日本国憲法下の判例としては、一部において、「正当な事由」を解雇の効力の要件とするもの（昭和25・5・8東京地裁の判決——民10、労民集 1巻 2号 230頁——に代表されるが、同判決は二つの基本的理由に基づいて「使用者はその従業員が企業の生産性に寄与しないとか、有機的全体としての経営秩序をみだす等、社会道義上、解雇を正当づけるような相当の理

由がある場合に限り、有効に解雇することができる。」とする。)と「解雇には別段の理由を要しない」ものとするもの(昭和28・3・14大津地裁の判決——労民集 4巻 1号 50頁——は「…正当の事由に基かない解雇を無効とする見解にも一面の理なしとはしない。しかしながら、民法第627条第一項は「[略]」と規定し、一般的に解雇の自由を宣明しており、労働基準法・労働組合法等が、特別の場合の解雇権の行使を制限しているのも、解雇の自由を前提としてはじめて意味があるものと考えられるので、労働契約の解約について借家法第一条の二のような特別規定のない現行法制の下においては、解雇には別段の理由を要しないものと解せざるを得ない。」との判決を下している。)との対立がみられる。

然し、一般的にいえば、「生存権労働権の思想から直接に、解雇を抑制すべき法原理ないし労働者の権利を認め得ないとするは、判決のほぼ一貫して採用する立場⁽⁴⁾」であり、労働法学者も結論においては、この判決の態度とその軌を一にし、前掲前者の判決の立場には一般に加担しないようである。即ち例えば、吾妻教授は「憲法の生存権・労働権に関する規定から、一般的に解雇を制限する法理をひき出し得ない⁽⁵⁾」とする基本的立場を明らかにして、前掲二つの判決の対立については、「もとより、一般論として、後者の立場をとらざるを得ない。……特に、この判決(前掲前者—宇田)の如き立場に立つ場合に、解雇自由の原則及び期間の定めなき労働契約の観念は抹殺されるに等しいこととなる⁽⁶⁾」と述べておられ、しかも、教授は、この基本的立場に立って、「解雇権の濫用」なる観念を主張する立場についても、「『正当事由』を要求する立場に比較して、検討に価いする」が「この種の立場は採用に価いしない」と主張される⁽⁷⁾。

また石井教授の見解については、これを紹介することを省かざるをえないが、「正当事由」の理論を承認しない立場をとっておられることは、教授の論稿「懲戒解雇と就業規則」中の記述によって明らかである⁽⁸⁾。

なお、解雇自由説と不自由説との対立の状況については季刊労働法第40号所収・川口実「解雇の法理」において(同誌5頁以下)若干紹介されている。

右に示した如く、解雇の自由なる市民法的原理を、憲法が保障する生存権・労働権の思想から直接に、客観的・一般的に制限する法理は、「労働法の立場からもこれを発見することが困難⁽⁹⁾」である、とする理論が今日においても有力ではあるが、それにしても、生存権・労働権が憲法上の「基本的人権」として強力な保護をうけ(日本国憲法第11, 12, 13条参照)、その下に労働法秩序が独自の領域として確立される現代にあっては——あるいはまた他面において、やや具体的にいえば、労働組合法上の不当労働行為なり(同法第7条)、労働基準法上の解雇権行使の制限(同法第19, 20条)の規定が存する限りにおいて——具体的事案について、かの解雇権の「濫用」なる観念と交渉しつつ、これらの基本権の原理的な思想が、解雇を抑制する原理・思想として、何程か活動しうる実質的根拠をなす可能性は、これを認めざるをえないであろう。

然るに、憲法上、国民主権の原理も、「基本的人権」なる観念も存在しなく、ましてや生存権・労働権なる民主的基本権の保障が欠如し、同時にまた近代的労働法規も不存在であり、従って解雇抑制の近代的労働法理も当然に成立しえなかった、わが明治期の段階において、問題の法理が異なったものを有することにならざるをえない、という関係はこれを認むべきこととなる。即ち、労働者の生存権的基本権の保障を確立しない、かかる非民主的法律秩序の支配下にある歴史的段階を念頭におくならば、端的にいえば、生存権の思想(明治期においては憲法上も、その他の実定法上にも根拠はないのであるから、これは現代的表現を以てするにすぎぬことを忘れてはならぬ)に背馳する如き解雇(勿論、懲罰解雇を含む)に対して、これを否定しうるものとして想定しうる「弾力的概念」として、しかも市民法の体系に適合しうべきものを求めれば、既出の解雇権の濫用という概念を別にすれば、解雇の正当・不当を論ずる尺度として「公序良俗」(〔明治〕民法第90条参照)な

いし「信義則」なる概念を使用するしか存在しないであろう⁽⁷⁾。ところで、これらの概念を通して、市民法上の解雇自由に例外を設けることが可能であるかといえば、これらの理論に託すべきものとしての生存権の思想が、法形式的にはなおさらに憲法上の根拠を有しない、ものであることを考慮の外におくと否にかかわらず、深く吟味する意図も余裕もないが、答えは消極的になりうるにすぎないのである。蓋し、この理由としては、詳説する必要もないのであるが、前記の如く、市民法の体系に適合しうべくして、解雇自由を制限しうる概念として想定しうるものの中で最も代表的な、解雇権濫用の法理を問題にするならば、この場合にも、労働法学者吾妻教授の労働法的な視野に立ってさえもの、次の記述が、明治期に関しては上述の根拠によって、引用すべく一層強く妥当するであろう。

「解雇権濫用の法理は、労働契約によって相互に結合される使用者と個々の労働者との関係、殊に、解雇によって労働者の生存ないし生活が脅かされる程度、等を中心とする具体的、個別的事情の如何によって、その適用の有無を決定されるに過ぎず、従って、当然に、極めて、例外的、特殊な場合にのみ、その法理の発動を期待し得るからである。言葉をかえて云えば、解雇自由のもつ一般的な機能をそれとして制限するような法原則は、解雇権濫用の法理からは、ひき出すべくもないからである。⁽⁸⁾」

二 契約自由、従ってまた解雇自由の市民法理と解雇抑制の労働法理との接触するところにおいて、使用者の一方的解雇処分にかかる具体的事案について、何程かは労働者の生活利益が保護される法的可能性が期待されうる現代においては、あるいは換言すれば、使用者の自由意思による解雇〔行為〕に対して、これを否定的に抗争しうべきところの、労働者階級の原動力として憲法上の生存権・労働権の思想があり、また、その現実的運動（団体交渉・争議行為の形態を典型的とする）としては、原則として無制約的に（正当な範囲を逸脱しない限り）、労働基本権（日本国憲法第28条）の行使が容認される現代民主社会にあっては、使用者の解雇自由の社会的機能、即ちいいかえれば、それが源泉をなす使用者の社会的権力は、（具体的事態については）何程かは具体的に、——法律的原理的ではなくとも——自己抑制を余儀なく、ないしは促迫されざるをえない、という関係にあるのと対比するならば、明治期という歴史的段階がこれと全く異なる法的認識をわれわれにあたえることは自明のことに属する。

即ち、これを敢えて有体にいえば、右の如き労働者階級の民主的な社会的形態としての抵抗の法律的基礎原理ないしは基礎理念も、さては現実的運動の法的可能性をも、欠如し、剝奪された（明治33年制定の治安警察法第17条を想え）当時においては、おのずから、市民法理に基礎づけをもつ解雇自由の社会的機能、従ってそれを背景とする工場経営者の社会的権力を、それとしてではなく、具体的にでも抑制することは、かかる法律秩序の下にあっては、一般的形式においては、簡約に言えば、労働運動自体としても極めて困難であるか、あるいは殆ど不可能に近いものであったといわなくてはならない（もとより、かくいうことは、前記治安警察法制定前後においても、鉄工労働者をはじめとする、男子労働者を中心とする近代的労働運動の存在を考慮に容れた上でのことであることはいうまでもない）。紡績・生糸・織物工場を枢軸とする、われわれの考究の基本的対象となしている女子労働者については、彼等の間に〔組合〕組織が当時の段階において現存しなかった限りにおいては、右の点は語るに落ちるであろう。

右に述べた点と前段（一）に論じた点とを併せ考慮するとき、一応、次のことをいいうるであろう。即ち、解雇の反社会性を追求するための団体交渉・争議行為の実定法上の「権利」も、またそのための基礎的民主的法思想も欠如し、市民法の解雇自由と対決せしめうべき近代的労働法理が成立をみない段階——従ってこの段階に属する初期的工場生産関係についていえば、経営者が利用するところの、市民法的自由の原理が最も顕著な形態において自己貫徹をなしうる解雇自由、の行動半径は、労働者の生存ないし生活を経営者の手中に掌握しうる領域に広がることは、一般的には否定しえないことである。これを別の表現を以てすれば、経営者の社会的権力は、契約を媒介として、

契約自由主義の旗印の下に、解雇自由の原則の中に甚しく恣意的に自己を表現することは、資本主義的、合理的精神が未成熟であり、他方、素朴な常識論的なことをいえば、たとい、真の近代性に根ざすことなく、従ってまた端緒的労働者保護法の名を以て呼ばれうるにしても、かかる性格のかの「工場法」でさえもが（同法には労働関係における封建的要素の排除に関する規定が部分的にせよ含まれていることを想え）実施の日をみることなき、産業資本の確立過程に属する、初期の工場生産関係においては、資本主義的・近代的生産の本格的な発達を示すと同時に、これに対応する労働保護立法の発展をみる大正期以降においてよりは、一層酷烈な形態をとる十分な可能性が存するといえるだけではなくして、また事実においてそうでありえたのである。この点について改めてここに論証を行うまでもなく、本節第一款及び前章までにおける分析の内容から総合的に引き出しうるものが、そのために充分役立ちうるであろう。ただ一つだけ、ここにその例証をあげれば、例えば、第二章が課題とした雇傭契約条項において、最も注目すべきものの一つと考えた、かの、工場主の一方的・絶対的解雇権の留保なるものは、形式的法的には市民法の解雇自由の原則を楯とする工場主の社会的権力の、身分的支配の形式に依存する、恣意的な自己貫徹の表現であり、そのような意味における自己の社会的権力を背景として、工場主が、労働者に対して、解雇反対ないしその抑制に対する絶対的拘束〔抑圧〕を意図するものに外ならないのである。

ここに考察する懲罰解雇の法的意味も、右のような〔普通〕解雇に関する絶対的決定権の留保において現われる、工場経営者の絶対的な社会的権力の法的性格から基本的に逸脱したものとしては、考えられない。だが、この点についての論証は後続する分析にまたねばならない。

三 以上、主題には直接に取り組まぬものに関して、やや長すぎる記述をなした所以は、一つには——解雇を抑制する法的条件が、法律的原理の面においては勿論、労働団結の面においても、明治期は現代民主社会とは対比すべくもない程に、余りにも欠如的でありすぎたことを認識し、以て、それだけに、当時において、労働者の生活利益の保護が頗る不安定な法的基盤の上にさらされていたことを知り、それを通して、絶対的解雇権の上に私的制裁＝「工場罰」としての解雇が追加されることにより、なお更に、労働者の生存ないし生活が脅かされるに至る事態を理解するためである。他方においてまた、一般的な解雇を抑制すべく作用することを期待しうる法的条件が欠如したことの有力な根拠をなすものが、法体系としてみた場合、市民法体系と、一般的にも、将又具体的特殊的事案についても、接触する近代的労働法体系の未成立あるいは不存在に、われわれの立場からすると、取り敢えず帰せられる限りにおいて、同一の根拠において、制裁としての意味をもつ懲罰解雇の正当性、あるいは恣意性（Willkürlichkeit）を批判し、またそれ自体を抑制する法的条件が、労働者側にとっては欠如し、同時にまた、その抑制の機能を發揮すべく期待される法原理の基本的もしくは有力なものをも発見し難いことを、一応理解するためでもあるのである。

さりながら、右のようにいっても、そのことは、この次に、市民法原理としての解雇の自由と、懲罰解雇に関する規程が、どう接触するかということを検討しようとすることを意味するものではなく、かかる検討をなすことはわれわれの目的から逸脱するものである。われわれとしては、何れかといえば法原理的な面においての上来の記述——つまり、法原理的には、解雇ないし懲罰解雇を一般的に抑制しうる法原則、労働者側にとっては、これらを個別的具体的事態について制約しうる基本的な法的条件（労働者権＝社会法的権利、社会法的法思想）が、市民法秩序に対して異質的・対立的な労働法秩序の未確立という客観的条件の下に、欠如することを、解雇関係に関する一方における重要な認識としてもち、その上で他の面に分析を進めれば足りるのである。即ち、一方において、法原理的な面においてさえも、あるいは法的条件としても、経営者の自由意思——一方的決定による解雇から労働者を保護する可能性が一般論として欠如的であるということを知ったのであるが（即ち、このことは、法形式的側面において既に、解雇関係における労働者の従属的地位を生み出す原由が存することを意味すると考えられるであろう）、これを支柱として、次に、懲罰解雇の

規程自体が、労働者の従属関係という観点からみた場合、意味するものは何であるかについて、分析を試みようと思うのである。

二 懲罰解雇に関する規程が労資関係に対して有する法的意味

一 近代的生産構造（人的物的生産要素の有機的統一）の下に、経営秩序を基盤とする資本制的生産の維持・向上という合目的な見地から出発する、解雇自由の原則の利用も、この近代的生産関係の発展の段階に応じて、その度合と方式を異にするものである。生産機構において、資本の有機的構成が未だ低位にあった当時においては、市民法的解雇自由の原則の利用の形態・度合は、それは近代的生産構造そのものの合理的性格からして、おのずからなる限界が存すると考えられるにしても、むしろ、この合理的性格から無制約的なものとして、恣意的（willkürlich）であり、しかもこの恣意的なものはいわば無限的にさえ、自己を発動しえたといえる。

即ち、経営者の市民法的解雇自由の行使は、当時においては、むしろ合目的なものとは矛盾する形態において展開しながら、しかもなお、それに対して無反省的でさえあるのである。それは結局は、経営者側についていえば、資本に存する経済外的（*ausserökonomisch*）にして同時に資本制以前のものが規定づける場所であるというべきであって、このことは、何よりも、例えば、かの契約条項における絶対的解雇権の予定が実質的に意味するもの（即ち、身分的＝絶対的支配の関係の予定）や、さてはまた労働能率の強化策としての出来高払制その他諸種の形態の奨励法の実態性格（即ち、端的には労働力留置＝身分的隷属の手段）をみるときに、承認される場所であるといわねばならない。

右の点を別言すれば、解雇が、近代的生産関係の中に、時代の相違や生産関係の発達の度合の如何にかかわりなく、ともかくも、生産能率の増進——最大利潤の確保——という機能を担当せしめられることに変わりはないが、初期的工場生産関係においては、解雇は、かかる近代的資本制的機能の一端をになわしめられると同時に、その半面において、これとは若干異質な機能をも担当せしめられたことは、否みえない。この特殊歴史的な解雇の機能とは、近代的生産関係一般につき認識される場所の、解雇が実行される可能性が存することによって労働者に対する一種の社会的圧力を生み出すという機能、の上になお、生産構造が経営者の支配的地位と、かの雇傭契約条項において予定された封建的な支配的地位との結合により維持されているという一事において、身分的要素が加味された圧力、つまり身分的支配の圧力を生む機能が追加されたものである。一言にしていえば、その機能の仕方・性格が大正期以降にみるものとはある面において異なるものがあるというべきである。順序を逆論すれば、常識的な表現ではあるが、かかる性格を内在する解雇機能が、労働条件の絶対的決定権をはじめ、労働の実施（直接の労働過程）に関する経営者の身分的＝絶対的な指揮命令権を樹立するといえるのである。

工場懲罰としての解雇も、われわれの場合、かかる観点からとらえられなければ、その法的意味の核心は見失われるべきことになる。この意味において、就業規則所定の解雇事由に該当する労働者に対しては、「これを解雇することによって職場外に出すことができる以上、さらに制裁としての懲戒解雇による労働者の職場からの追放を重ねて認めることはできない。⁽⁹⁾」という、今日的な労働法理論や、「使用者には、解雇の自由があるとすれば、一体懲戒解雇の意義は、何処にあるのかということが問題になる。」として、提示される「解雇の自由と懲戒解雇」の関係の問題⁽¹⁰⁾、などについての論及ないし批判は、われわれのこの場合は、大して、また敢えて基本的な意味ももたぬし、また、かような労働法理論そのものを展開することは、もとよりわれわれの目的を逸脱するものでもあるから、これらは一切省略するであろう。

二 労働法的な視野が、労資、ましてや明治政治権力の側に、未開拓である、当時の客観的条件の下にあって、経営者が意図する「会社ノ都合ニ依リ」方式の解雇（＝半非合目的的解雇）；即ち

解雇の専断主義が、解雇の一般の形態でありえ、且つまたそれが一般的に不思議感をあたえることがなかったとさえいいうるとするならば、そのような(半封建的な)社会的基盤の上に、また同時に、懲罰解雇の規程の本質的性格が位置づけられるというべきである。

さて然らば、工場罰としての懲戒解雇は、どのような問題を含んでいるか、——われわれの観点からする要点のみについて分析を試みてみよう。——

われわれは先に、懲罰解雇〔権〕の法的根拠をば、労働者に対する工場経営者の身分的・絶対的決定＝支配権に、これを求めた。これを裏側から表現するならば、近代的生産構造の下において、換言すれば、個人の自由平等の原理の上に立つ近代法の下においては、第一款においていった如く、経営者に懲戒権はないにもかかわらず、工場罰＝懲罰解雇を規定したところに、この懲罰解雇の規程の産業資本確立期的な新たな本質が露呈されるともいいうる。いや、より単純に端的に言えば、罰金制や「体罰」と同一の平面の上にそれが規定されるという一事において、その本質的性格の歴史的特質——新憲法下におけるものとは勿論、大正期以降のそれとは何程かは異質的な要素(資本制の合理主義を超えたもの)を内在する——が示唆、いやむしろ表明される、と考えられるのである。だが、この判断の仕方は、それだけを以てすれば、工場罰＝就業規則に対する形式的・外見的な見方によるものであるとの批判をうけるべく、それ故に更に筆を進めねばならぬ。

企業が有機的統一体としての社会的存在を発揮する以上、職場秩序の維持はそれがための不可欠の要素であるが故に、労働者側に経営・労働秩序を乱る行為があった場合に、何等かの意味での責任を彼が負うのは、組織的集団の関係の一般的な在り方である。だが、この責任の追求の方法が契約解除(普通解雇)という法原理的方法によらずに、法原理的に異質性の濃厚な制裁＝懲罰解雇の方法による場合は、そこには、対等な人格者間の労働契約の原理を以ては律するをえない支配従属の関係が前提されていることは、既に第一款にいった如くである。そこで問題は、この支配従属の法的性格如何であるが、その答は、かの雇傭契約において予定されたところの封建的・身分的＝絶対的支配の関係に対応する、封建的・身分的支配従属の要素が織り合わされたところのものである、とすることは、その基本的な根拠は後にも論証されるが((三)を参照)、この解雇事由としての「不都合ノ行為」の内容が相手方の身分的な絶対的決定権——恣意〔の絶対性〕——に委ねられる事態とも相俟って、卒直に承認されねばならぬ。別言すれば、経営者の身分的権力意識が労働運動の抵抗をうけず、且つまた既述の如き法的な客観的条件が支配する、端初的工場生産関係において、懲罰解雇に関する規定が——前記の如く経営者の恣意が処罰〔解雇〕事由＝不都合の行為を決定する点、あるいは、第一節が示す如く、処罰方法別に処罰事由が具体的に定められない点をも考慮するとき——「白地的」であり(下記の備考をも参考にせよ)、従って、この意味においても、懲罰解雇に関する規程(この表現自体は、右の意味において、厳密に言えば誤りであり、これまで使用してきたこの表現はいわば比喩的であり、当時の実際からすれば、一般的には、独立的にまとまった懲罰解雇に関する「規程」を云々しえない——備考参照——)は実質的には〔解雇の自由に対する〕限定的な意味を有しないと考えられるのであり(この点はなお後述するところをも併せ考慮すべきである。また備考を参照せよ。)、かくの如く考えられるところにも、懲罰解雇の歴史的性格の一端が表明される、といいうるのである。

(備考)

(なお註⑩の符号を附した三の「近江麻糸紡績会社職工規則」第24条本文の規定の仕方にも注意せよ)

例えば、「織物職工事情」の報告に曰く——

「賞与規則ト同ジク多数ノ工場ニ於テ懲罰ニ関スル規定ヲ設クルモノ少シ……譴責ハ往々減食其他ノ体罰トナルモノナレバ共ニ工女等ノ最モ苦痛ヲ感ズルモノナリ。……要スルニ是等ノ懲罰ハ多クハ自家製造的小工場ニ於テ行ハルル不文律ナレバ、工場主又ハ監督者ガ勝手ニ加フル処ノモノナリ、故ニ懲罰ハ往々虐待苛責ニ変ズルコトアリ。(11)」

三 かくて、〔懲罰〕解雇事由としての「不都合の行為」の中味が問題となるが、この「不都合の行為」の中味に対する分析が、懲罰解雇の前記「新たな本質」の理解に対しても有力な素材を提供することになるのである。

ところで、「不都合の行為」の内容には、経営者の工場規律（その本質的性格として、身分的支配に適合的なものが織り込まれている、そのような「秩序」である、という表現が可能である）の維持を阻害すると認められる基本的なものが存することはいうをまたないとしても、その中に、資本制的能率増進の見地からするものと同時に、懲罰処分としての責任を追求するに値いするだけの客観性と、資本主義的合理性をもたない、もしくは、それら客観的合理性をはるかに越えたものが、含まれている点に問題が提起されることは、既に第一款においても言及したところであった。繰返えすようではあるが、具体的には、

「喫煙シテ見付ケラレ三人即時解雇サレマシタ⁽¹²⁾」

との元紡績男工の「職工事情」調査員に対する談や、明治23年2月1日改正の「近江麻糸紡績会社職工規則」中の⁽¹³⁾

第24条 就業中は男女共に……左の事項を犯す者は解雇又は罰給其の他一時休職を命ずることあるべし
第三、場内に於て喫煙するもの

の規定などの事例に示される如く、喫煙や、第一節に既掲の喧嘩口論といった、懲罰解雇を行うに値いしない、極めて些細な行為を事由として、労働者に対して賃金獲得〔＝前借金返済〕の機会（生活の基礎条件）を失わしめる——懲戒解雇の処分に附する——点が、ここにおいても問題にされねばならぬと考えるのである。

今日において、例えば、ある労働法学者が

「懲戒は絶対にできないというのでなく、懲戒は第一に、それが労働契約の内容となっており、第二に、その内容が社会的に妥当なものである限り、許されることになる。」

という立場に立ってではあるが、その記述の後において、

「ただ、些細の違反（職場規律の違反—宇田）をもって、直ちに懲戒解雇にするとするのは許さるべきではない。すなわち、私は職場規律違反が懲戒解雇の事由となっている場合でも、常に、『著しく規律に違反したとき』と、『著しく』という言葉を入れて読むべきものだと考える。それが当事者の合理的な意思解釈であろうからである。⁽¹⁴⁾」

と述べているが、その基本的な論旨は（傍点の部分に味うべく注意せよ）、これを今の場合に適用するとき、時代的な差異において、一層少からざる重要な、しかも新たな意味をもっている。それは次に述べる如くである。

右の如き些細な行為を理由として、懲罰解雇にするとということには、凡そ二つの問題が伏在していることが注意される。即ち、一つは、工場経営者の身分的な権力を〔当該規定を通じ〕解雇に関して制度化し具体化したものである。しかも、この経営者の権力たるや、著しく近代的合理性を越えた恣意的形態において自己を表現し、これを労働者に誇示することによって、身分的支配体制を維持しようとするところに、かかる規定の本質がうかがわれる。従って、この意味からすれば、懲罰解雇に関する規定は、市民法原理に基礎づけられる解雇自由の権力を制限し限定したものと解すべきものではない。蓋し、その理由はまたこのようにも考えられる。——経営者は、何等の制限もなく、一般的な解雇を、〔明治〕民法典上保障される解雇自由の原則の行使として行うべき地位にありながら、それにもかかわらず、なお且つ別個に懲罰解雇の規定を設け、しかもそれが、前記の如き近代的・資本主義的合理性をもたない些細な行為を解雇事由として定める点にこそ、当時の新たな意味が見出されなければならぬ。これ即ち、外でもなく、懲罰解雇の効果として、積立金（賃金の一部分であることは既に第三章において明らかにした）や、未払賃金の一方的差押を行う⁽¹⁵⁾、こ

とを労働者に警告し、よって以て、経営者の能率増進＝労働強化——職場での労働力拘束をはかる——、一言にしていえば、身分的・絶対的支配の關係確保の支柱たらしめんとする、経営者の意図が示されていることなのである。それ故、前にいった身分的権力の誇示とは、実は、現実には、解雇にはこの——第三章が具体的に明示した如き奴隷的過度労働の産物たる——賃金債権（積立金＝強制貯金も前記の如く賃金の一部なることを忘れるべきでない）の差押という効果が随伴するという武器が背景される back up がために、労働者にとっては、脅迫として意識されるに至るは明白であり、それこそ経営者の懲罰解雇についての真の意図でなければならない（かくいうことの根拠は更に後述末尾の部分に示されるであろう）。何れ終りの辺において再び強調するところでもある。

二つには、たとい制裁としてでも、市民法原理には基礎づけられることなき賃金債権の差押（この点は、第二章において、任意退職及び就業規則ないし契約違反に対する賃金債権の差押を予定した契約条項に関し分析したところを参照せよ）をば——かかる差押自体は、その実態において、既に罰金的性格を内在していることを否定しえないことを想え——、解雇処分結合せしめたということをも根本的理由として、懲罰〔制裁〕解雇に関する規定において前提とされる労働者の従属は、その法的性格としては、単純な資本制的なものではなく、やはり封建的・身分的な隷属性が加重されたものと理解しなくてはならぬことである。また、かくの如く理解しうることの一つの有力な証左とするに足るものは、これらの差押に対して無知無教育な彼等（女工）が敢えて不思議とも思わぬところにも、労働者側に封建的意識（身分的な服従意識）が残存することを否みえないことである。即ち、例えば、「職工事情」の政府調査員に対し、「紡績工場職工係」は次の如く語っている。

「不都合ノ行為アリタル者ニハ信認金ヲ返却セズ、女工ハ此ニ従フモ男工ナドハ会社ハ暴レ込ミテ渡金ヲ迫ルモノアリ。(16)」

ここに示される如き、彼等の抵抗力の欠如と封建的意識に便乗——あるいは依存して、解雇処分に、契約原理に基礎をもたない、賃金・積立金債権の一方的差押の効果を結合したところに、その制裁＝懲罰解雇の、罰金制と同質的な、経済外的 (ausserökonomisch) にして資本制以前のなもの（性格）が現われるというべく、いいかえれば、そこに身分的な隷属が前提とされているといわざるをえないのである。

上掲引用文が示す如く、男子労働者は女子労働者に比して市民的意識に目覚めつつあり、懲罰解雇に際し貯金の支払を請求する行為に出ていることは、やや危険な表現かも知れぬが、身分的支配の排除の意識の一つの表現ともみられぬのであるが、男子労働者における同じ請求事例が、既出註(16)を附した、紡績男工の喫煙を理由とする解雇事件に関してみられる。即ち、既出の註(16)を附した元紡績男工の談は更に続けて次の如く語っている。——

「然ルニ内ノ一人ハ解雇サレタル事故定メシ当日迄ノ工金及積立金ハ下ゲ渡スモノト思ヒ、三日間待チテオリマシテモ下ゲマセヌカラ、憲兵屯所ニ行キ頼ミマシタレバ〇〇警察署ニ行ケト云ハレ、同警察署ニ行キマシタレ共取り上げテ呉レマセヌ故、又々憲兵屯所ニ行キ所長ニ面会ノ上所長ノ紹介状ヲ以テ会社ノ允請巡査ニ談判シ、約一週間許リニテ尚談判ヲ継続シテオリシ所ニ会社長ノ出テ来リシニ遇ヒ漸ク賃金ヲ取ル事ヲ得マシタ。云々(17)」

然しながら、かかる事例は稀であり、まして女子労働者においては、例えば、前後8回も工場を転々と移動した紡績女工が「職工事情」の政府調査員に対し

（転職毎に）「積立金ハ取ラズ其ノ儘ニシテ出タ」、「六円許ノ賃金ヲ其ノ儘ニシテ出タ(18)」と語り、あるいはまた他の紡績女工と同調査員との間における

問 「〔積立金を一字田〕帰ルトキ呉レルカ」

答 「ナカナカ呉レヌ、工女モ其ヲ知ルカラ帰ルト云ハヌ云々(19)」

との問答要領が示す事象から推して明らかな如く、懲罰解雇に際しても未払賃金、積立金＝貯金の支払請求についての何等の意思表示をなすことなく、いわゆる「泣き寝入り」の状態が一般的傾向であったといわねばならない。これをいいかえれば即ち、懲罰解雇の規定は、それに賃金、積立金＝貯金の差押という

効果が結合するということの限りにおいて、労働者に対して圧力を加えるに至るは明らかであり、従ってその意味において、労働力の拘束——労働強制を生み出すべく作用し、経営者の=身分的労働秩序——かかる要素を内在する工場規律への絶対的服従の手段たる役割をも担当するもの、といえるわけである。

(四) において改めて強調する所以である。

四 さて、不充分ではあるが、ここらあたりから最早結論に入らなければならぬであろう。

はじめに、改めてまた単純な常識論をいうが、労働契約(雇傭)によって、賃金と引きかえに売られた労働力は、生産要素の一つであるが、労働力という物理的な力は、労働者の人格と不可分離に結びついている。つまり、労働者は労働力というものを工場経営者に提供するが、工場経営者が使用するものは、単なる労働力にはあらずして、生身の人間である。即ち、労務管理の対象となる労働者の第二の性格は、それが人間=生命活動体=人格(Person)であるということである。この根本的な認識はむしろ次項の「体罰」に関連して絶大な意味を有することはいうまでもないが、今ここにおいてもいうことは、労務管理の対象となるものは、かかる労働力であり、また同時に人間=人格者としての労働者なのである。にもかかわらず、職場規律の違反が懲戒解雇の事由となっているときにおいても、既掲の如き些細な行為、即ち、生産経営の維持を困難ならしめる程の「著しき」違反という資本制的合理性に対して無自覚的な恣意の判断による、かかる近代的合理性をはるかに遠ざかる行為がその事由とされることは、労働力の人格的存在を全く度外視するものであり、市民的規範原理が律する「社会的妥当性」をこれぞ「著しく」欠くものであるに外ならない。

かくて、かかる、市民「社会的妥当性」を著しく欠く如き懲罰事由、を含むと同時に、未払賃金・積立金〔=貯金〕債権の一方的差押という、身分的原理に依存するものと考えねば理解しえない制裁手段を結合することにおいて、最早、懲罰解雇の規定(程)は、労務管理の規範化〔制度化〕ではなく、少なくとも、そう呼ぶに値いなく、反って、これまた、労働力に対する封建的な支配統制の一手段の規範化としての意味をもつものであり、それ自体は経済的要求に裏づけられながら、同時に一方において実態的には、[私的]「刑罰」的性格をおびること、降等・減給など罰金制度とさして異質的なものではないといわなくてはならない(あるいは、いうなれば、——さして異質的なものを見出し難いものがある、といってもよいであろう)。蓋し、何れかといえば、概括的にいえば、懲罰の事由と方法が同時的包括的に規定され、必ずしも懲罰方法が事由別に明示されないという、工場罰=就業規則の一般のもしくは通例的な形態において、懲罰に関する経営者の一方的・絶対的決定=恣意が確保されることが有力な支柱となって、後の十分に発達した近代的生産関係における懲戒解雇に伴う、労働者の経済的不利益(一般的には、退職金の不支払か、あるいは減額であり、しかも、この不利益処分でさえも「公序良俗に違反するものではないか、が検討すべき必要がある⁽²⁰⁾」とされる)とは比較し難く異質的な経済的不利益を意味する、未払賃金・貯金債権の差押なる、何等の対価を伴わぬ「絶対的責任」の相手方・労働者に対する一方的な転嫁という制裁処分が、〔懲罰解雇について〕当然に効果することが、一般的な解雇の自由が容認されている法秩序下において、新たに契約条項において絶対的解雇権を約定した(それが、実質的には身分的=絶対的支配関係を確立するための一手段であることを意味することは、第二章において分析した如くである)、なおその上に、制度化されているからである。

然るに、ここに留意されるべきは、この解雇処分たるや、皮肉なことに、互に相反する理由において、労資双方にとって有力な懲罰手段たりえなかったことでなければならぬ。即ち、経営者にとっては、当時において労働力の供給が需要に対して未だ充分ならず、そのために、第一章が明らかにした如く、前近代的方法による激甚なる「争奪」戦が展開される程に、労働力確保は重大問題であり、その故にこそ、契約においても、経営内部——労働関係——においても、近代的合理性に適合しない、封建的方式に依存する万策を講ずることにより、労働力の留置を企図したことは、これまで論じたし、また後にも記述する如くである(第三章を中心とし、第二章及び次章をも参

照)。従って、かかる事情の下に、解雇はその形態の如何を問わず、生産能率の増進の見地からするならば、経営者にとっては必ずしも利益をもたらすものではなかった。かたや労働者側においても、隷農的あるいは奴隷制的な苛酷な労働条件と次款が示す如き惨虐な「体罰」による悲惨に堪え難き労働生活への拘束——法的に一言にしていえば身分的・絶対的支配——から、機会さえあらば脱却することを希求しているのであるから、解雇——即ち、客観的には身分的支配からの自由・解放——はむしろ歓迎するところでさえあったのである。これらのことは、下に引用する明治政府調査員の報告や労働者自身の談話によっても明らかなるところである。

例えば、「綿糸紡績職事情」の報告。

「各工場規則ニ依レバ解雇〔懲罰解雇一字田〕ノ処分ハ制裁ノ最モ重キモノトナセドモ、紡績工場ニ於テハ職工ハ常ニ欠乏シ募集ノ困難ナルガタメニ工場主ハ職工解雇ノタメ損失ヲ被ルノミナラズ、職工ハ却テ何時ニテモ他ニ雇ハルルノ機会ヲ有シ、中ニハ予テ解雇帰国ヲ希望シ居ルモ工場ニ於テ之ヲ許サザルタメ已ムヲ得ズ在場スルモノ不尠ヲ以テ、解雇処分ハ彼等ニトリテハ懲罰ト云ハシヨリモ寧ローノ恩典トナル場合多シ、反之譴責其他懲戒処分ヲ受ケ工場内ニ掲示セラルルハ彼等ノ最モ苦痛トスル処ニシテ云々。(21)」

また、元紡績男工の同上調査員に対する談によれば。

「今日職工ノ最モ困難スル懲罰ハ停業デス、停業中ハ他会社ヘ行クコトガ出来ヌデス、行キマスレバ賃金ト積立金ガ没収サレマスカラ甚ダ迷惑ヲシマス、解雇ハ今日ノ処却テ職工ガ喜ンデキマス位デスカラ懲罰ニナリマセス。(22)」

これらによって明らかなことは、賃金獲得の機会従って前借金返済の機会を喪失することを意味する解雇に対して、労働者はむしろ「喜び」を感じ——解雇の自由に法原理として対立する生存権の思想や労働運動における基本的権利はもとより客観的に存在せず、また主観的条件としても、封建的・身分的意識の未だ濃厚なる〔女子〕労働者であってみれば、右の法の観点とは別に、現実的にも、自主的抵抗力を欠如したところにおいて——、反って譴責や停業の処罰が苦痛となるという、近代的な立場からする社会通念に矛盾する事態が示されていることである。懲罰解雇の存在意義の新たな本質が、かかる事態そのものの中に自己を率直に発現しているというべきである。このように、懲戒処分としてでも、解雇そのものが現実的に労資双方に対して有力な効果をもたぬものであることを考慮するならば、工場罰としての解雇の本領は、実は、「解雇」そのものに存せず、それが当然に結合する未払賃金・貯金の差押——労働者に対する、一方的な絶対的責任の転嫁——を以て、やや強く表現すれば、脅迫手段とする、労働力の職場での拘束（人身拘束）を意図するところに存するといわねばならない。

かくして、工場経営者の行う制裁としての懲罰解雇も、その実態性格において、また、産業資本家・経営者の能率増進策の一つの前近代的形態としての意味をもつものである、と理解しうる根拠を、右の点に求めうるであろう。しかもまた、そこにおいて、労働者の自由平等な人格の存在の著しき欠如態が予定的に横たわっていることを理解しうるであろう。そして、既出の如く、家内工業＝織物工場において、懲罰〔＝解雇など〕が規則化されず、「不文律」、つまり経営者の恣意＝絶対的決定に委ねられていたことや、特に、懲戒の更に他の手段としてなお未だ一部に残存した、動物扱的な「体罰」の実態は、上記の論旨（工場懲罰の封建性＝能率増進策の前近代的形態）を補強するに足るものであろう。

そこで、次に、いよいよ、われわれは、経営者が自己の絶対的な権力を最も尖鋭に誇示し、その身分的支配意識を露骨に表示し、労働者の身分的隷属性が最も深刻な形態において現われる、「体罰」の問題に当面する段階に進んだだけである。

〔註〕

(1) 勁草書房版、昭和31・5・31刊、吾妻光俊（労働法学選書）「解雇」180頁。

(2) 吾妻 同上書 180頁。

- (3) 吾妻 前掲書 182頁。
 (4) 吾妻 前掲書 182～3頁参照。
 (5) 石井照久, 同論稿, 季刊労働法 第18号, 36頁参照。
 (6) 吾妻 前掲書 183頁。
 (7) 吾妻 前掲書 73頁参照。
 (8) 吾妻 前掲書 74～5頁。
 (9) 峯村光郎論稿「懲戒権の法的根拠」, 季刊労働法 第18号, 20頁。
 (10) 石井教授前掲論稿(註(5)を附した本文既掲), 季刊労働法 第18号, 35頁以下参照。
 (11) 「職工事情」第1巻 300頁, 傍点は宇田。
 (12) 明治34・8談, 「職工事情附録二」, 「職工事情」第3巻 252頁。
 (13) 風早八十二「日本社会政策史」69頁における引用より借用, 傍点は宇田。
 (14) 石川吉右衛門論稿「懲戒解雇」, 東洋経済新報社編「解雇をめぐる法律問題」165頁, 170頁, 傍点は宇田。
 (15) 横山源之助「日本之下層社会」, 岩波文庫版194～5頁参照。なお註(10)を附した本文における引用文参照。
 (16) 明治33・9談, 「職工事情附録二」, 「職工事情」第3巻 167頁, 傍点は宇田。
 (17) 「職工事情」第3巻 252頁。
 (18) 明治34・3談, 「職工事情附録二」, 「職工事情」第3巻 227, 228, 229頁による。
 (19) 明治33・8, 同上「附録二」, 同上第3巻 153頁, 傍点は宇田。
 (20) 峯村教授 前掲論稿, 前掲雑誌 19頁。
 (21) 「職工事情」第1巻 90頁, 傍点及び傍線は宇田,
 また織物工場においても, 同「職工事情」によれば「〔懲罰〕解雇ハ工女等ノ却テ喜ブ所……ナレバ……有名無実ノモノナリ。」(同上 第1巻 300頁)。
 (22) 明治34・8談, 前掲「附録二」, 「職工事情」第3巻 252頁, 傍点及び傍線は宇田。

第三款 体 罰

一 周知の如く、「体罰」は、歴史的には、封建的生産関係の下に、身分的差異によって基礎づけられる、使用者(主人・親方等)の行う懲戒が屢々伴う手段であった。ところで、産業資本確立の過程の時代としての初期の近代的生産関係において、なお、一種の体罰の遺風が残存したことは、封建的生産構造の下において、使用者の行う懲戒が必然的に帶有せざるをえなかった刑罰としての様相が、生産関係の近代化の段階にも、未だ解消されることなく持残されたことを実証するものである。然し、このような体罰(前近代的懲戒)が、個人の自由平等の原理によって形成される近代的生産構造の下において、これを基礎づける法律的根拠をもたないことは、今更いうまでもない。

従って、かかる刑罰的な体罰に関して、法の観点からする分析を試みることは、既に行った罰金制にかかる分析をこれに適用しうるものと考えを以て、別に必要をみないであろう。だが、念のために一言すれば、このような体罰は、最早、かつての如く、身分的差異によって基礎づけられるものではなく、むしろ、既に述べた、市民法上の解雇の自由に源泉をもつ、近代的生産関係における使用者の支配的地位と、封建的な支配意識とが、過渡的に結合された、特殊の形態として理解される。これを、当時の現実的雇傭契約関係に即して、別言すれば、かの契約条項において、労資関係の中に予定された身分的権力関係——絶対的支配関係＝封建的な身分的原理——の最も鋭利な形態における貫徹であり、あるいはまた、かの労働力調達の方法として実行された、「誘拐」「争奪」において現われている、(労働力に対する)物権的支配をさえ呈ずると思わしめる、労働力に対する身分的＝権力的支配に最も鮮明に対応する、労働力管理・陶冶の手段であるというべきである。

二 身分的法原理の支配する封建的法秩序の下において容認されえた、いわば生殺与奪の権限としての使用者の懲戒権の思想が後退した後にも、その思想が一種の変質をうけつつも、初期の近代的生産関係の中に持続されたみうることは、私的制裁としてのかの罰金〔＝刑罰〕の制度化、しかもそれが制裁の支配的地位を占めたこと、他方また、後に本格的に発達した近代的生産構造の下に一般的に、しかも制裁の筆頭的地位を保持して存在する懲戒解雇が結合する、労働者の経済的不利益とは、濃厚に異質的な労働者の経済的不利益(実質的には罰金的性格を有する)を結合すること

に真の意図をもち、よって既述の如く、罰金制と実態的性格において多分に相似的な、そのような懲罰解雇の制度が罰金制と同質的な基盤の上に存在したこと、更に敢えて加言すれば、「織物職事情」が「誣責ハ往々減食其他ノ体罰トナル⁽¹⁾」と報告することによって明らかな如く、制裁としての性質において比較的にも最も軽かるべき誣責でさえも、現実には、経営者の恣意によって、「虐待」=体罰と結びつくこと、などという客観的・歴史的事実の裏づけをもつものである。蓋した凡そ、これらの種の懲戒は、そこにおいて前提とされる労働者の従属は、近代的生産関係の中において一般的である懲戒が前提とされる資本制的従属とは異質の、つまり身分的原理に依存する身分的な従属であると考えるのでなければ、理解しえない性質のものであるからである。

右にいった意味において、端初的工場生産関係における職場秩序の保持者を以て自任する工場経営者に、封建的な懲戒権の思想が持続されて存するとなしうるならば、その限りにおいて、今ここにいう体罰の存在は、それが前述の如く過渡的に特殊の制裁形態であるにせよ、この工場経営者の懲戒権の思想をば最もよく代弁する代表的懲戒手段である、と同時に、そのことは（体罰が存在したこと）、当時の政治的支配形態の私的生産関係の中における一つの最も典型的な、且つ最も実践的な反映であり、市民社会的諸関係の未成熟をまた最も雄弁に物語るものである、といいうる。かくの如くいうことは、後述するところにおいて如く、この体罰がいわゆる「工場罰」の一環として制度化されたものでなかったことによって妨げられるものではないし、事実それ（体罰-虐待）が、これも後に言及するが、むしろ一般化をさえ示したことによって、右の記述は裏づけられるのである。

さて、次に、ここに一応注意すべきことがある。一つは、われわれの分析が問題にしている歴史的段階——初期の近代的生産関係——においては、体罰は、流石に最早、他の制裁、すなわち誣責、解雇、罰金などとともに工場罰を構成する正規の制裁手段ではなく、経営者の自由意思=恣意（Willkür）の決定するところのものであった点である。この点は既に本章第一節の冒頭において示したところであるが（その典拠については、そこでの記述において附した註が指示する「職事情」中の記述をみよ）、なお、下に引用する「職事情」の報告文をも参照することは敢えて無意義ではあるまい。——「綿糸紡績職事情」の報告は、

「近時各工場ニ於テ体罰ヲ加フルコトハ稍減少シタルモノノ如シ、……ノ場合ニハ……セシムルコトアリ、又……場合ニ……ス等苛酷ナル方法ヲ以テ懲罰ヲ加フルモノアルガ如シ。⁽²⁾」

また「生糸職事情」のそれによれば、

「懲罰ニ就イテハ……等ノ數種アリ、其趣ハ紡績工場ニ異ナラズ、懲罰ノ方法トシテ往々体罰ヲ加フルトキハ地方ニ依リ之ナキヲ保セズ。⁽³⁾」

更に「織物職事情」のそれをみれば、

「賃与規則ト同ジク多数ノ工場ニ於テ懲罰ニ関スル規定ヲ設クルモノ少シ、懲罰ト認ムベキハ解雇違約金禁足誣責等ニシテ……又甚ダシキニ至リテハ……トノ故ヲ以テ体罰ヲ加フルモノアリ、要スルニ是等ノ懲罰ハ多クハ自家製造的小工場ニ於テ行ハルル不文律ナレバ……故ニ懲罰ハ往々虐待苛責ニ変ズルコトアリ。⁽⁴⁾」

二つは、右の如く制度化されない形式をとるにもかかわらず、体罰=虐待なるものは、実際において、むしろ一般化している状況にあったことである。即ち、奴隷制的に苛酷な労働生活からの脱却〔=逃亡〕に失敗した者や、労働過程において、既出の各種の労働能率強化法に対応して、その能率が向上せざる者、これを概括的に別言すれば、経営者の封建的・身分的支配意思=恣意に服従せざる者に対しては、惨虐にして且つ卑猥なる肉体的懲罰が容赦なく下されたのである。

以上を凡その予備観念として、以下において、然らば、体罰=虐待は、具体的には如何なる形態において行われたものであるかを、資料により辿ることによって、かの雇傭契約において予定されたところの、労働関係における身分的・絶対的権力関係〔=封建的要素〕が、労働生活の現実として

の、体罰なる制裁の実行において集中的に現象するものであることを、法の観点からすれば、契約原理の抽象性・矛盾＝その全くの不貫徹——近代法原理的には全く異質性の濃厚な労働関係の真髄の一端を眺めてみようと思う。

三 端初の工場生産関係の中における、工場経営者の行う体罰の具体的行為・内容は、単に、それらが経営者の労働力＝自由平等な人格者に対する一方的・絶対的支配の具体的表現であるという観念的類型的な意味においてではなく、それらが、そのまま、人身拘束——労働強制の実態を形づくるものであるとともに、他面、それら自体は明治憲法典や刑法典と接触する法律的側面を豊富に内蔵しているという観点に立って、理解せられるべきである。さもなければ、歴史的段階としての産業資本確立期における労働者の社会的地位〔＝身分的な従属〕は、上部構造の近代化の過程との関係に即しては、明らかにされえない。

右にいったことを別の角度から表現すれば、風早氏の表現を以てすれば、「罰金におけるデスポチックな本質を集約的に表現する⁽⁶⁾」といわれうる体罰であり、従って、換言すれば、罰金が金銭罰としての面における「虐待」であるとなしうるならば、体罰は肉体的懲罰として直接的に「虐待」となるものとして、それは罰金と相照応するものであり、かくの如き考え方に基づいて、以下に挙示するであろう経営者の具体的行為〔＝虐待〕を読み取るべきである。そして、それと同時に、そこにおいて労働者の人権——「人たるに値する」自由と権利が如何に無惨にじゅうりんされたか、にも着眼するのでなければならぬ。

以下、われわれは、上述の観点において、主として、「職工事情」中に相当な範囲にわたって記録されている当該事件の中から、比較的代表的な、しかもわれわれの主題にとって意味を有すると考えられるものを摘出し、これらを、粗雑にはあるが、一応類型的に整理した上、それらに簡約な分析を加えて行くであろう。

(1) 虐 待

労働過程においてはもとより、労働力が労働過程に必ずしも投入されていないときにも、工場生産の内面において絶対的権力者として立ち現われる経営者は、工場内における労働者の行為の一切を彼の専断的な司法権——絶対的支配の下においた。しかも、その際における制裁形態たるや、恰も、明治初年の「新律綱領」所定の「答」・「杖」的類型の実態をとったことが注意されねばならない。

先ず、家内工業＝織物工場において、既述の如く懲罰は経営者の一方的意思〔恣意〕に放置されていたことにもより、虐待は殊に甚しきものがある。即ち、生産過程上の何らの合目的な理由もないにかかわらず、奴隷制的な、労働力の「人格ぐるみ」の物権的支配は、動物虐待を越えるを思わしめる程度の惨虐性の体罰形態の中に自己を示した。織物女工が「職工事情」の政府調査員に対して語るところは次の如くである。

「……初メノ内ハ主人方ノ仕事場デ毎日管巻ヲサセラレ、何ント云フデモ無イノニ打チタリ蹴タリ、丸デ牛ヤ馬ヲ役スルヨリカマダマダ酷イ目ニ逢ハシマシタ、其時分ヨリ私ハ頭ニ腫物ガ出来テ居リマシテ終始氣ハ付ケテ居リマシタガ、ソノ様ナ工合デ毎日ノ虐待ニ堪ヘラレズ、誠ニ暫クノ内ハ困リマシタ云々。⁽⁶⁾」

近代的大工場制＝紡績工場においても事態は同様であった、ことは驚かざるをえない。同女工と同上調査員との問答要領として同「職工事情」の中に記録される⁽⁷⁾、下記の事例はその典型的なものの一つであろう。

問 「叱ラレルカ」

答 「事務所ノ側ノ室ヲ明ケテ其所ニ連レテイキ意見ヲスル、殴カレル、改心スル迄ハ一日デモ二日デモ暗クシテ置カレル」

問 「飯ハ呉レルカ」

答 「呉レヌ」→〔暴行、監禁(罪)〕

かかる事態は、これを他の角度から表現すれば、他の紡績工場の元女工が同上調査員に対し

「工女ノ方ニテ少シデモ苦情ヲ云ヘバ工頭等ハ叱リ付ケテ曰ク、貴様達ハ会社ノ為ニ飯ヲ喰ヘルナリ、
家ニ居レバ三度ノ食事ニモ差支ヘルモノナリ、神妙ニシテ働クベシト云フコトアリ。」⁽⁸⁾

と語る事例において示される如き、経営者が、労働者の自由意思の表示は、自己の身分的・絶対的支配に対する服従を拒否する反抗であるとなして、これを抑圧することにより、彼と平等な労働者の市民的自由を無視し、そしてその自由の伸長（労働者の主観的意図を意味しない）をあくまで阻害しようとする行為に相対応するものであり、而してまたかかる事態こそは、右の如き市民的自由を抑圧する行為を生み出す要因であるところの、彼自身がそこに（右の談）告白し、しかもそれが原蓄過程の段階において存したものの残存再出とみられるところの、「貴様達ハ会社ノ為ニ飯ヲ喰ヘルナリ……神妙ニ働クベシ」との宣言に露呈されている、労働者の蔑視観念＝身分的な権威主義と同一のもの、従ってまたそれに依存する絶対的支配原理によって生み出されたものとみななければならぬ。

而して、右に引用の談話が示す、前記の如き労働者の市民的自由に対する絶対的な拘束＝絶対的権力ないしは封建的な身分的階級意識は、あるいはこれらに依存するところの、経営者に懲戒権ありとの思想は、前出事態より更にまた一層苛酷な虐待の限りをつくす体罰を、再び紡績工場において、経営者をして容易に実行可能ならしめたといわねばならない。「綿糸紡績職事情」の報告が示す下記の事態は、またその代表的事例となしうるものである。

「工場又ハ他職工ノ金銭物品ヲ窃盗セル者アル等ノ場合ニハ一般法律上ノ制裁ヲ加フルモ往々毆打監禁等ヲナシ、又ハソノ罪状ヲ表示シテ工場ノ要所ニ佇立セシムルコトアリ……」

「今某工場ニ於ケル懲罰ノ実例ニ就キ本調査員ガ該工場ニ傭使セラレシ工女ト対談シタ……其ノ要領左ノ如シ。

〔問〕 【其外罰ガアルカ】

〔答〕 【泥棒シタリスレバ丸裸ニシテ肩ニ旗ヲ立テ工場ヲ引廻ハシ食堂ナドニ連レ行キ皆ニコンナコトヲスルト云フ、（原文はこの後若干空白を置いて以下に続く——宇田）ソナニシテ後ニ解雇スルコトモアル……此君自分ノ隣室ノ者ガ同室ノ者ガ七十銭ヲ買フタ下駄ヲ取ツテ頭ハレタ、ソーシタラ丸裸ニシテ【イモジ】ヲトリ肩ニ下駄泥棒ト書イタ赤イ旗ヲ立テ其下駄ヲ縛付テ工場中ヲ引廻ハシタ】⁽⁹⁾

これらの報告や問答要領によって明らかなことは、第一に、既出罰金制に関して論じたことでもあるが、当然に国家司法機関の処断に一任すべき事件、しかもそれが直接に生産能率の増進に合理的な関係を有しないもの、であるにもかかわらず、これらのことに対する自覚を欠き、法律上の制裁を問う上に追加して、経営者自身が更に当該労働者の行為に対し、その行為を、封建的形式に依存する経営者の「工場規律」違反の範疇においてとらえることにより、私的刑罰〔＝体罰——虐待〕を加えることであり、第二は、しかも、この私的制裁が、また、下駄の窃盗という、生産行程には正に無関係な、いわば単純軽微な不正行為に対して（もとより、右の窃盗行為も、近代的法原理の下において、国法の定める正規の手続を経る審判にまつべきものである）、近代社会の段階にはありうべからざる、全く奴隷制的にして、形容し難き凌辱の形態において行われることにおいて、経営者の懲戒権の思想は疑うべくもなく、強く表現すれば無制約的でさえあることを理解しうることである。勿論、そこに現われる労働者の従属は、かかる経営者の半封建的な懲戒の思想の下に、労働力的人格的存在に対する、その否定的な支配〔絶対的支配〕においてしか理解しえないものである。

このような、経営内部における経営者の支配的地位と結合するところの、未だなお根強く残存する経営者の身分的な主従的規範意識（これに基礎づけられる懲戒の思想）が、「織物職事情」が

「……織物工場ハ既ニ記述セルガ如ク其営業ノ組織多クハ家内工業的ニシテ工場主ノ住宅ノ一部分ヲ割キテ之ヲ工場ニ充テ主人及家婦其他ノ家族之ヲ監督セルモノ多シ、……故ニ是等ノ工場ニ於テハ工女ト傭

主トノ関係ハ全く家族的ニシテ大工場ニ於ケル資本金家対職工ノ関係ト異ナリ云々⁽¹⁰⁾」

と報告することによっても推論しうる如く、紡績工場などにおけるよりも濃厚に支配する家内工業＝織物工場において、右の如き虐待は一層の苛酷さを以て、しかもより一般的であったことは、同「職事情」が右引用文と同所の行文中において

「工女虐待ノ弊風ハ自家製造ニ類スルノ小工場ニ於テ甚ダシトス〔蓋シ以下右引用文の初めに続く一宇田〕……〔是等ノ工場ニ於テハ……大工場ニ於ケル資本金家対職工ノ関係ト異ナリ〕其間弊害ノ生ズベキコトナカルベキ筈ナルモ工女虐待ノ往々是等工場ニ於テ行ハルルハ主トシテ工場ノ管理其宜シキヲ得ズ云々」(前註同所)

と記述することによって、そしてまた下記引用文によっても明らかであり、而して、下に引用する、某「機織工場」〔＝家内工業〕女工の政府調査員に対する談が示す、労働過程における事態は、その典型的な事例の一つである。曰く――

「私ハ明治三十二年十四才ノ時……〇〇〇〇ト云フ機場ニ年期奉行ニ行キ一年半位辛抱セシモ漸次身体悪クナリタリ、然ルニ朝ハ五時頃ヨリ晩ハ十二〔時——宇田〕頃迄モ管捲小用便ヲ為サシメ、些少ノ仕損ジスレバ棒ヲ以テ打擲シ、カラ棒ヲ以テ殴打シ又ハ寒中ニテモ裸体ニシテ外ニホリ出等真ニ酷イコト為スコト常ナリ、特ニ私ハ実ニ酷イ目ニ逢ヒマシテ或時ニ管捲ガ下手ナリ愈々タテ腕ニ糸屑ヲ縛リ付ケ火ヲ点ジタルヲ以テ火ノ勢付ク時ナドハ熱クテ堪リマセンデシタ、現ニ此ノ通りデスト云ヒシニ成程左腕手首ヨリ少シ上部ニ横一寸余長五六分ノ楕円形ノ火傷ノ痕跡アリ云々⁽¹¹⁾」

ここに示される如く、既に述べた、生産過程において人間として不可避的であり、しかも「朝は五時頃から夜は十二時頃まで」という過度労働にも必然的に原因すると思われる、「些少ノ仕損ジ」に対して、市民的規範原理が絶対に容認しえない、かくも苛酷極まる、人格否定の極限を越えるさえもの肉体的制裁＝虐待を以て臨むところに、前記の如き前近代の生産機構の下において、封建的な懲戒権の思想が、罰金におけると同質的な、相手方に対する絶対的責任の転嫁を、肉体的懲罰の形態を通して実現することの中に、自己を貫徹せしめている事態を見出しうると考えるのである。同時にまた、そこに「身売り契約」たるの実態を露呈しているものと理解されるのである。

(2) 労働強制

資本の、労働力の経済的価値(前借金の担保価値)の実現に関する支配は、一時消耗して労働過程＝生産過程の外にある労働力の支配と不可分の相関関係にある、当時の客観的事態と、労働者の人格の存立(生存ないし生活)の基礎(われわれの場合は前借金返済の機会)を失わしめる意味において、本来最大の厳罰たる解雇処分を、労働者側においては反ってこれを歓迎するという当時の現実的事態とは、相俟って、虐待が工場生産の内面において体制的性格を有することを示唆するものでなければならない。次にはその証左を求めてみよう。

即ち、虐待＝体罰は労働過程においても同様に行われたことは、(1)に挙示した事例中の一部にも(最後に挙示した事例)、その例証を見出しうるが、ここには、直接的に労働強制として作用するとみられる、非人道的な虐待＝体罰の具体的形態をみようとするものである。

「体ノ善イ時分丈ハコキ使ハレル丈使ヒチラシ一朝病氣ニカカレバ前陳ノ如ク苛酷ナ取扱ヲスルモノデスカラ云々⁽¹²⁾」

との、「職事情」政府調査員に対する家内工業的織物工場の女工の談が意味するものは、資本の労働力支配の強力は、恰も一種の農奴制(Kolonensystem)的あるいは奴隸制(Sklavensystem)的な労働強制〔＝搾取形態〕となつて、自己をあらわにすることにある。

「体ノ善イ時分丈ハコキ使ハレル丈使ヒチラシ、一朝病氣ニカカレバ」〔苛酷ナ取扱ヲスル〕の事態を以て、何が故に、奴隸制的労働強制の事態として理解するであろうか。その根拠は次の点にこれを求められうる。

右の説明を行うためには、奴隷の性質ないしは奴隷労働の実態を知る必要があるが、それがためには、われわれは、アルベール・トマ氏の名著「労働史講話」中の記述を借用するのが最も適切と考える。――

「無くて済ませるものを買ったのでは、決して安く買ったことにはならない、僅か一文の物であっても、何にもならない物を買ったのでは、結局高い物を買ったことになる」――これはローマの国勢調査官にして奴隷所有者たるカトンの生活「哲学」であったが、彼はこの哲学を彼の所有する奴隷達に適用したのであった。

「彼の意見によれば、奴隷は金を生み出すべきものであった。口の利ける道具で、器械であった。……主義として奴隷に対して、邪慳冷酷であるべきではなかった。が、しかし、――と彼は考えていた――、利得を犠牲にしてまで親切であるべきではなかった。専ら奴隷をして利得を生ぜしめることをのみ念とすべきであった。……

「しかし彼の好んだ奴隷は、……他日彼の息子に全身を捧ぐべき者達であった。彼自身の妻は、……彼の子に乳を飲ませる時、それらの奴隷達にも亦乳を飲ませてやった。……

「彼が、さういうことをしたのは、人情や情愛でしたのでは全然なくて、単に、さうした家族的奴隷達は最も多く利益を齎らすものであると、彼が考えていたからに過ぎなかった、ということをよく注意して頂きたい。……

「人間であろうと、土地であろうと、いやしくも自分の財産であるものは、それを出来るだけ利用すること、奴隷達に向って多大の労働を要求し、きっちり必要なだけ彼等の世話をしてやること、――かかる条件で奴隷の群を所有してこそ利益があるのだ、と彼には思われた。……」

更に奴隷の一日の労働については、カトンは「時間を空費させたり、ブラブラ歩き廻らせたりすることは禁物だ。奴隷達は、絶え間なしに仕事をしていなければいけないのだ」と考え、逃亡奴隷に対しては「彼は、それらの者を、農場に隣接していた湿っぽい牢に監禁して、それから彼等の足を鎖で繋いだ」

「最後に彼等の労苦によって金持ちになり、彼の強制した苛酷な労働が彼等の体力を消耗してしまい、彼等が、老衰して、もはや何の役にも立たなくなると、彼等に食わせる粗末な食物の費用そのものが、彼にとって何の利益も無いものになると、カトンは、無情にも、錆びた道具を二束三文に売払うように、彼等奴隷を売払った。」

奴隷労働の実態は、上記の引用記述によって明白に示される。トマの記述の如く「奴隷は何よりも先ず、所有物」であり、「誰も自己の所有物を破壊し、その価値を減ずることを利益とは考えなく」「所有物が利益を齎らし得る間丈は、所有主は、残忍な態度を執らなかつた。」が、一旦奴隷所有者に対して経済的利益をもたらさなくなり、彼にとって不用となるや否や、正に不用な家畜同様に売却される。これ即ち、法的決定により、独立の意思主体＝「自由」を否定された有体物として、直接労働者自身が他の主体に所有される、物＝奴隷・労働の本質に外ならぬのである。

法上、物＝奴隷ではなく、独立の意思主体＝「自由」を保障せられた労働者が、そうであるにもかかわらず、本文引用の如き事態の中に、その存在形態を示すことは、奴隷制的労働強制の復活再出といわずして何であろう。

(上記引用文は、協調会訳、53～64頁を引用した、拙稿「労働法意識序説第九部・古代奴隷所有制〔Ancient Slave-holding System〕」、高知大学学術研究報告 第6巻 第3号(別冊)、5頁註2による)
(傍点、傍線はすべて宇田記)

右のことをやや具体的にいいかえれば、上記の奴隷労働の本質に徴するとき、次の如く表現しうるであろう。

即ち、労働力が滅失するに至らぬ段階、換言すれば、労働力＝労働者を身分的支配の下に隷属せしめる可能性が存すると経営者が一方的に判断する間は、封建的方式を媒介として、資本の社会的権力は自己への労働者の奉仕を強制すること、――かかる事態が工場生産における慣行となっていたことである。ここに、端初的工場生産関係――初期の近代的生産関係における労働生活の、労働者が自由な人格者であるがために、むしろ封建制における以上の悲惨さが現出する有力な証左がある。以下の若干の事例は、これを集中的に表現するものである。

(イ) 先ず、寄宿舎監督——。貨幣と引き換えに買い取った労働力であるなればこそ——の観念が律する下において、労働力の身分的「統轄」=支配は、紡績工場において、虐待を手段とすることによって労働を強制する。

「〔寄宿舎係リハ全体ヲ監督シー室毎ニ室長一名アリ〕、室長ハ自分ノ組ノ者ヲ成ルベク出勤サス様ニ為シ、少シ位病人ノ者モ強テ仕事セシム、寄宿舎係ハ殊ニ其弊甚シトス、時ニハ室長ニシテ工女ヲ打擲スルモノアリ、現ニ昨年末室長ハ工女一名ヲ裸体ニシテ箆ニテ打擲セシコトアリ。(18)」（紡績工場「逃亡」女工の「職工事情」調査員に対する談）

労働者の責に帰すべき事由に該当しない、つまり不可抗力と思われる事由（病氣）に基づく、労働力不提供の場合に対しても、工場規律違反あるいは工場内における犯罪行為に対すると同一の、封建的な・肉体的——しかも凌辱を加える形態の——刑罰手段を以てする、「強制」(Zwang)の支配は、即ち、労働力の「人格ぐるみ」の支配であること、これを実証するものが、右の事例であり、これはまた次の二、三の事例において一層顕著に現われる。即ち、苦痛に堪ええずして前後8回もの転職を経験する紡績女工が同上調査員に語るところによれば

「○○○デハ或夜雨ガ降タリ風ガ吹イタリシタカラ休ンデ居タレバ職工掛ノ○○サント云フ人が来テ工場へ出口云フタ。私ハ病氣ダカラ今夜出ラネト返答シタ、ソウシタレバ病氣ナレバ医者ニ見テ貰エト云フタカラ見テ貰フタケレドモ工合ガ悪イ処ガナイカラ診察シナカッタ、ソウシタラ○○サンガ引ズリ出ソウトシタ、夫レカラ喧嘩シテ六円許ノ賃金ヲ其儘ニシテ出タ。(14)」

であり、また、他の紡績工場の女工の同上談や、元紡績女工と同上調査員との問答によるも、それぞれ事態は下記の如く同様であった。

〔前者〕 「病院ヤ医者等アリテ用意十分ナル如シト雖モ、實際余程ノ病氣ニテ操業ニ堪ヘザルモノニテモ、ビシビシ強制シテ公然休息ヲ与ヘ又ハ病室ニ移ルコトヲ許サズ、故ニ中ニハ病氣ノタメニ工場内ニ卒倒スルモノナキニアラズ。(15)」

〔後者〕 「此処ノ医者ハ籤医者ダカラ病氣ガ判ラヌト泣イテ工場ニ出ル人モアル。一日一夜休ンダ許リダ、其翌日ハ医者ガモー御前ハヨイカラ工場ニ出口云フタ、中ニハ見ズシテ御前ハモー善イカラ出口云フコトモアル。(16)」

これらの事例が意味するものは、労働するに堪えられぬ程度の病状にある場合にも医療施設の利用を認めずして、労働を強制し、あるいはまた、病状を診察することもないのに「もう全快したから出勤せよ」という、前近代的な詐術を以て、労働を強制することにおいて、労働力支配が身分的結合の原理に依存するにもかかわらず、しかも労働力〔の保護〕に対する配慮を欠如し、従って、一方的・絶対的支配の関係が疑うべくもなく、露呈していることを示すものに外ならないのである。

(ロ) 而して、前掲事例におけるのと異なり、労働力に瑕疵なく、従って、資本の支配が、労働力担当者の自由意思の正常な存在に基礎づけられる形式を法概念的に備える限りは、労働力担当者の自由意思の表示に対する拘束=強制の度合は、物理的強力と結合して、労働力に瑕疵ある場合に比し、はるかに増大する。しかも「強制」は、この場合にも、虐待の形態を以てする。即ち、「綿糸紡績職工事情」の次の報告は、この意味において注目されるべきである。

「監督者ノ督責ヲ受クルモ出場ヲ肯ゼザル場合……等ニ之ヲ殴打シ或ハ裸体トシテ工場内ヲ引廻ス等苛酷ナル方法ヲ以テ懲罰ヲ加フルモノアルガ如シ。(17)」

(ハ) 更に驚くべきは、〔明治〕民法典によれば、法律上は行為無能力者とされ(第4条参照)、家長の身分的支配権の下にその生活を擁護されるべき幼少年労働者に対しても、これらの者と雖も「配慮」の対象ではなくして、一般労働者に対すると同様の容赦なき制裁=虐待が加えられる。例えば紡績工場において、

「綿糸紡績職工事情」の報告。

「幼者ガ夜業ニ際シ睡魔ニ襲ハレ就業ヲ怠リタル場合ニ双手ニ水桶ヲ引提ケ佇立セシメ云々(18)」

前出の前後8回転職の紡績女工の談によっても、

「『リング』デ子供ガ居眠リヲスルト箱ノ上ニ立タセ水ヲ持タセテソレヲコポスト叩カレル。(19)」
更に大阪地方における紡績工場の元女工と「職工事情」調査員との問答要領によっても(20)。

問 「工場ニ小供ハオルカ」

答 「オル」

問 「小サイノハドノ位カ」

答 「セツハツ」

——略——

問 「仕事ヲサスカ」

答 「サス」

——略——

問 「昼文カ夜モカ」

答 「夜モジャ……」

問 「一処ニ夜通シスルカ」

答 「スルケレドモ菓子ヲ呉レネバ行カヌト云フコトモアル。……度々ソノコトヲ云ヘバ叱リテ出サス、泣々出ル」

問 「工場デ寝ヌカ」

答 「眠レバ叱ラレタタカル」

かかる悲惨な、眼のあたりに浮ぶ、「児童」酷使の歴史的事態を排除することを根本的立法趣旨とするものが、近代民主主義原理に基礎をおく、日本国憲法第27条であることが、想起せらるべきであろう。

(二) 終りに、(1) (虐待) (2) (労働強制) の両側面を同時に具備するものであるが、省略するを許さぬ事例がある。これ即ち、到底、今日においてわれわれが信じ難くして、しかも周知の、当時の新聞紙上においても、われわれが上来挙示した如き事態を含むと同時に「卑猥惨酷更ニ数倍セル懲罰」をも併有する、「工女虐待事件」として報導せられ(21)、未だ市民的意識の未成熟であったにもかかわらず、そのような当時の人心をしてさえも驚愕せしめた、埼玉県春岡村コールテン織物工場事件である。

この「工女虐待事件」は、刑法典の規定する約10箇条の構成要件を充足し、しかも、人間物理力と思考力の限界に達する手段による虐待を以て蔽われた事件であり、その残忍の極限をゆく懲戒＝労働力支配〔強制〕の形態は、かの明治前期に属する高島炭坑事件において用意された、囚徒労働力の支配隷属の条件の残存貫徹である、というも過言ではないところのものである。

さて、当時の裁判所が事実認定をなし、前記法条にかかる数罪の併合罪として、該工場主に対し、重禁錮二年罰金三十円の処刑を言渡す(明治36・3、東京控訴院判決)ことをえた法律的要件を充足するものとして、該判決理由書中に取り上げられた、該工場主及び工場主側の行為＝懲罰行為の中主要なるものを挙示すれば、以下に示す如くである。

A 女工に対し——

「定尺ヲ織得サルタメ明治三十五年一月頃裸体トナシ槓ヲ以テ之ヲ毆打シ

B 女工に対し——

「病ノタメ休業センコトヲ求ムルヤ……虚病ナリトナシ之ヲ毆打シ……ハ裸体トナシ雪中邸内ヲ引廻ハシタル上毆打シ

C 女工に対し——

「定尺ヲ織得サルタメ明治三十五年三月頃ヨリ同年八月迄ノ間ニ於テ……毆打シ且裸体トナシテ縛シ竹片ヲ其陰門ニ差入レ之ヲ搔廻ハシ

D 女工に対し——

「定尺ヲ織得サルタメ明治三十五年一月ヨリ同年八月迄ノ間ニ於テ……毆打シ後数時間土蔵内ニ監禁シ飲食ヲ屏去シタリ。(22)」

家内工業＝織物工場においては、既述の如く、労働力管理は工業主（あるいは主婦）自身がこれにあたり、従って、労働関係は、近代的意味における労働者と資本家との関係とは異質性の濃厚な、一家的・主従関係によって形成されたがために、労働力に対する絶対的支配は、近代的大工場組織をとる紡績工場などに比して、著しく直接的でありえ、また、それだけに、出来高払制による労働能率の強化を確保する手段としての制裁＝体罰〔＝虐待〕が行われる場合、そこに前提とされる、資本制以前の、端的に言えば封建的・身分的支配隷属の階級関係は、右の事件についてみると、一層の強度において現象していたことを、これらの虐待形態が教えるのである。而して、また、D女工に対する場合にみる如く、監禁が平然と行われるところに、憲法（明治憲法第23条）が空文化していることをも注意しなければならぬ。

東京控訴院の事実認定による、右に示した如き経営者側の虐待の外に、それらよりも、ある意味においては、更に一層酷烈な虐待行為と考えられるものが、同工場において行われたことが、当時の新聞紙上（時事新報）において被害者女工の「直話」として報導された記事を記録した「職工事情附録一」によって明らかであるが、この記録によれば、それらの虐待行為を類型的にみた場合には、概ね次の如き型相の虐待が行われているのである。

「受取りガ出来ナイ」者や、「坐睡ヲシタ」者に対し——
 「裸体責メ」（大概2時間）、
 「終夜ノ蚊責メ」、
 「唐辛シ責メ」（口に唐辛を咬ませた上にその唐辛に火をつける）、
 「小便溜ノ折檻」（「腰カラ下ヲ小便溜ノ内へ突込マシタ」）、
 「雪中ノ折檻」（裸体のまま「雪ノ中へ抛り出シテ置ク」）、
 「熱湯責メ」（熱湯を茶碗へ入れて左手にもたし、しかも右手には反物一反をもたせる）⁽²³⁾

これらの奴隷制度（Sklavensystem）・体罰は、外ならぬ労務管理の封建的形態——身分的＝権力の内容——の不可分の一構成要素でありつつ、また、それは、直接に労働強制の実態を形づくるものであることはいうまでもない。これを別の角度から表現すれば次の如く主張しうであろう。

即ち、右の虐待＝体罰が示すものは、本来、「物」に対する排他的絶対的支配を内容とする、近代法の近代性を基礎づける所有権の、自由なる支配の対象として——経営者の社会的権力を背景とし、雇傭契約を媒介とする、経営内部における彼の支配的地位に基づき——、人間労働力が現われる現象形態であり、即ち、いいかえれば、労働力に対する物権的支配の関係が、いわば社会学的法的関係として、極めて濃厚に存在していることである。われわれのこれまでの、各種の課題に関する分析において明らかにされたところの、労資関係の実態の法的構造が、契約原理——市民的規範原理をはるかに越えた、一種の絶対的支配（労働者の意思主体＝自由＝人格の一方的無視）の関係であることは、上掲の如き封建的、いや積極的にいえば、むしろ奴隷所有制的手段による、労働の強制〔＝虐待＝体罰〕の事態において集中的に表現されているものであることを知らねばならない。あるいは、いいかえれば、かかる封建的形式に依存する体罰＝虐待——これを内容とする〔半封建的〕懲戒権——を恣意的に実行するというを以て、労働者を威嚇することにより、農奴制的あるいは奴隷制的労働条件の下における、過度労働への駆使〔＝身分的支配〕が可能ならしめられ、確保されえたといいうるであろう。

労働強制の実態を形づくる体罰は凡そ以上の如くである。かくして、われわれは、次項に示す、労働者の「逃亡」に対して加えられる体罰をも含めて、ここに序でに言えば、次のことを指摘しうるであろう。その一つは、産業資本確立過程の時期における、工場労働関係の「封建制」といいうるものは、主動的には、つまりは、封建的な、あるいは半封建的な苛酷な低賃金及び長時間労働と、

それらが媒介要素とする、前出の如き、われわれの目を蔽う封建的ないし奴隷制的虐待＝体罰を、以てする労働強制の事態の中にこそ、その現実的具体的根拠をもちうるということである。別言すれば、この場合、労働者は、市民法的契約自由と、これを媒介として、労働力が工場生産の内面に組み入れられた後に、その上におしかかる、経営者の〔半〕封建的な懲戒権の思想〔＝身分的原理〕の圧力との、二重の桎梏の下に、自由なるべき賃労働を、反って、「圧制苦役」と感じとるは必然でなければならない。

二つには、上掲の如き労働強制＝虐待の事態を前提とすると、いささか経済学的な表現ではあるが、封建的搾取者の近代的搾取者への「蛹脱⁽²⁴⁾」の過程において、資本主義的搾取がなお封建的な形態と結びついて、それらを一層耐え難いものになっている、あるいは、産業資本家がなお古き意識・観念を被って一層恣意的な搾取を強行している、かかる客観的事実を、そこにおいて知ることである。而して、この場合、かかる事態は、畢竟、いわゆる「農奴制という野蛮な」(K. Marx) 至酷〔＝強制 Zwang〕の上に「過度労働という文明化された」至酷⁽²⁵⁾〔強制〕を累加する場合の、〔労働力搾取の〕歴史的一典型を形づくるものであり、そしてまた、かかる搾取の型制こそは、日本資本主義がもつ、自己の歴史的原型を規定づける核心を構成するものである。然し、かかる形態の下における労働力搾取＝強制が、その基礎づけを、近代法原理——契約概念にもつものでないことは、改めていうまでもない。

(3) 労働者の「逃亡」に対する制裁〔虐待＝体罰〕

前述した、体罰を手段とする労働の強制の前提をなすものは、工場生産への労働力の拘束である。ところで、封建的搾取者から近代的搾取者への転化の過程において、職場への労働力拘束の方式が、かの労働力調達における前期的方法〔誘拐・争奪〕に対応するものであることは当然の成行きである。即ち、誘拐・争奪なる、その中に一種の物権的支配の要素を含む、身分的＝権力的手段によって、一旦確保した労働力が、資本の「自己関係」(Hegel)——この場合、それは、身分的＝絶対的支配の形式によって可能ならしめられた——から離脱せんとするや、再び、身分的＝権力的、あるいは物権的支配の方式を以て、これを阻止しようとする。かくて、ここに登場するものが、「逃亡」の阻止と寄宿舎制度の濫用である。この中、後者については章を改めて次章に論じることとし、ここで考察しようとするのは前者についてである。

(イ) 経営者は、労働者の「逃亡」〔＝退職〕を阻止するために、そしてまた「逃亡」を発見したる場合に、諸種の前近代的手段を講じ、これらに対してまた、そのような手段によって制裁を加える。そして、それらの場合、単に私法・民法典の原理に対して対立し、矛盾するだけではなく、公法＝刑法典・憲法典と衝突する事態が、また「職事情」の附録(一)(二)の中に豊富に記録されている。

先ず注目すべきは、周旋人の欺瞞を覚り、経営者のあくことなき虐待——苛酷な労働生活に堪えかねた労働者は、法原理が容認するところである、自由意思による退職を、絶対的に禁ぜられているところにおいて、やむをえず、「逃亡」なる前近代的方法を取行することによって、工場外に出ようとするが、これに対しては、前記の如く、経営者は、前近代的方式に依存する、あらゆる手段によって、それを防止し、あるいは、近代の法原理に抵触する。前近代的手段を以てする抑圧を加えたとともに、これを発見したときは、(1)(2)に既出と同様の虐待＝体罰の方法を以て処罰することである。例えば、「綿糸紡績職事情」はこう報告している。

「会社ハ其逃亡ヲ防グ為メ諸般ノ手段ヲ講ゼリ、例ヘバ入場後数日間ハ休日ト雖モ外出ヲ許サズ……又ハ止ムヲ得ズ外出セシムル場合ニハ附添人ヲ附シ、又賃金支払後数日間ハ特ニ寄宿舎ノ周囲ニ見張人ヲ巡回セシムルノ類ナリ、於是乎意志ノ弱キ者ハ涙ヲ呑ムテ契約期間ハ工場ニ止マルコトナリ、稍ヤ強硬ナル者ハ逃亡ヲ企ツルニ至ルナリ、逃亡ノ方法ハ……中ニハ夜間墻壁ヲ超ヘ脱走スル者アリ、然レ共是等ハ見張人ノタメ捕ヘラレ懲罰ヲ受クル者多シ、工女逃亡ノ報常ニ新聞紙上ニ絶ヘザルハ主トシテ此事情ニ基ク

ナリ。(26)」

即ち、先ず逃亡防止についてみれば、右の官庁報告の事態によって明らかなことは、逃亡に備えて、見張人がつけられ、しかもこの見張り行為たるや、恰も脱獄囚徒あるいは犯罪容疑者に対する「張込み」同然である。「職工事情」政府調査員に対する元紡績女工の下記の談をみよ。そこには、右の官庁報告が示すところの、契約労働たることを実質的に否定する型相の事態の典型を形づくるものが示されていることに気づくであろう。

「私モ早クヨリ逃ケ様トハ思ヒマシタケレドモ……不覚七八ヶ月ノ永キ間会社ニ足ヲ止メマシタ……唯逃走ノ機ヲ窺ヒ居リマシタ。然シ御承知ノ通り会社ノ近傍ノ停車場ハ勿論辻々ニハ会社ヨリ銭ヲ貰フテ張番スルモノ多ケレバ容易ニ逃ルルコトヲ得ズ、一夜暴風雨而モ暗夜ニシテ人目モ見ヘザレバ此機ヲ失ベカラズトナシ、同ジ仲間五人ニテ手ニ手ヲ取り大阪マデ凡ソ〇里ノ処ヲ願ミズ夜中暴風雨ヲ冒シ徒歩ニテ来レリ、蓋シ停車場ニハ番人が徹宵シテ張番ヲスレバナリ。(27)」

これらの事態によって明らかとなる次のことを、改めて強調しなければならぬ。——一旦、工場生産関係の外に出た労働力＝労働者〔＝市民的自由の主体〕に対し、犯罪人（もしくはその容疑者）「検束」・「逮捕」的行為が行われること自体は、もとより、近代的契約原理には基礎づけられることはなく、労働者の市民的自由を無視した身分的支配隷属＝身分的な不自由を、明らかに強力と結合して、前提とする、封建的な支配形態を露骨に示すところの、過渡的に変態的な労働力留置〔能率増進〕の手段を実行していることを意味するものといわねばならぬ。職場外に出た労働力所有者は、近代的法原理の下において、私的社会的支配関係を離れた、市民的自由の主体としては、平等に一般国家統治権の客体であり、従って、この意味において、国家統治権以外に、私的資本の社会的権力による、彼らに対する人身拘束＝支配は、生産過程における労働者の特別的地位から生ずる特別義務を根拠としても、また、それを根拠とする私的制裁としても、成立することは決してない。蓋し、その理由は、繰返しいうが、労働者の契約不履行——この場合は契約期間満了前における退職〔＝逃亡〕——に対して、工場経営者のとりうる法律的救済手段は、契約原理によれば、損害賠償の請求か、契約解除〔解雇〕の外にない、ことにある。

だが、それにもかかわらず、一般統治権の客体たるの地位——換言すれば明治憲法上の人権の主体——におかれている法主体＝労働者に対して、上記の如き、工場経営者・私人の検束主義が一般化している事態は、法の観点からすれば、それ自体としては、既に罰金制に関して論じたのと同様の意味において、近代的法原理に明らかに抵触することによって、私的資本の権力は司法警察権の権限を行使することの中に自己を貫徹している。他面において、その事態は、既に第二章において分析をなした如く、契約期間なるものが、その実質において真の近代的意味での契約の期間ではなく、それが経営者の一方的意思による人身拘束の時間的広がりとしての性格を有することのために、これに規制されるところにおいて、期間中は自己の身分的＝絶対的支配からの離脱＝自由を決して容認しないとす、工場経営者的な人身売買的規範原理の下に、自由な労働者が隷属せしめられていることを意味するものに外ならぬのであり、従ってこの意味において、市民的規範原理に明らかに著しく矛盾する人間関係が、そこに成立していることを常識的にも理解せしめるものである。

而して、右の事態を考えると、何はともあれ、われわれは、奴隷制 (Sklavensystem)、封建制 (Feudalismus, Feudalwesen) が崩壊して、資本主義 (Kapitalismus) に移行し、社会が近代化の段階に入っても、これら身分的法の秩序の遺制にはわかには解消し難く、メーソン Sir Henry Maine が「労働は身分より契約へ」といっても、そのいわゆる近代的な契約的 *vertragsmässige* の関係は、それが法典上の〔形式的〕措定にもかかわらず、社会関係には貫徹しえずして、反って、そこにいわゆる「身分」(Stand) が、「自由」を媒介として、右の事態にみる如き奴隷的 (sklavisch) 状態の下に復活再編成されていることを知らざるをえない。既に封建社会の崩壊過程において、領主制的収取支配は「对人的」*persönlich* なる諸規定より、「对物的」*dinglich* なる諸関係に推移し、土

地所有関係が法的形態をとりきたった段階を経験しておくにもかかわらず、近代法原理の下に、法的決定により否定されているところの、封建制下において法的基礎づけをもちえた、労働力搾取支配における「恣意」(Willkür)と「偶然」の介入支配——身分的直接的支配＝監視と規制の下に、法的人格者がさらされ、従属している如き、右の事態において、労働力搾取＝拘束が、「対人的」なる規定の関係を再出するところに行われている、といっても敢えて過言ではないではなからうか。蓋し、右の事態において把握しうる、自由な労働力所有者＝労働者に対する工場経営者の検束主義こそは、恰も、あるいは、既出(ローマのカトンの事例にみる)の奴隷所有者(Sklavenhalter)が逃亡奴隷に対して行うところの検束・監禁主義への逆元の、支配形態であり、あるいはまた、後出寄宿舎制度に関して記述するところでもあるが、恰も、封建領主(Grundherr)が逃亡農奴に対して、労働力確保のために行使したところの、いわゆる「追求権」[droit de poursuite](第六章第四節の一の備考参照)の担い手たるの封建的地位に、工場経営者が自己をおいている事態を、表現するものとなしうるからに外ならないのである。

かくの如く、近代的生産関係の下において、生産手段の所有者たる地位に基づき、工場経営者が、領主制的あるいは奴隷所有者的な「追求権」をば、工場外に出た労働力＝労働者に対して行使することの中に、自己の絶対的権力を貫徹することにおいて、労働者は、一個の契約労働関係の中に、前近代的な人格的支配規定の要素を資本制的近代的支配の要素の上に追加せしめられることによって、自己を、隷農的ないし農奴的、あるいは奴隷的な一種の「身分」(Stand)としての従属的地位に束縛される、そのような不自由不平等な関係において見出さなければならぬ事態が、極めて明白に且つ端的に見出されうる。

してみれば、何れにしても、これまで(また後においても)われわれが、労働関係の中に身分的＝絶対的支配の関係が支配的に存在していると述べ、あるいはまたいいかえれば、雇傭契約が、その実態性格において、一種の人身売買契約として規定しうるとなしたことが、誤りでも、あるいは決して誇張でも、ないことが、前記事態の一般的支配的存在の事実が有力な証左ともなることをえつつ、ここに十分に明らかとなるであろう。

(ロ) かくて「見張人ノタメ捕ヘラレ」た労働者に対しては、体罰＝虐待が恣意的方法によって容赦なく加えられる。例えば、紡績工場においてさえ、元紡績女工と「職事情」政府調査員との問答要領によれば、

「逃ゲテ連レ戻サレタルモノハドーゾカレル

——略——

此間四人捕マッテ酷イ目ニドーゾカレタト同室ノモノガ話シテ居タ、其人ハ色々ノコトヲシテ逃ゲ様トシテ夜番ノ者ニ捕ッタノダソーナ、棒デドーゾイタリ又ハ引ズツタリシテ酷イコトヲシヤハルト云フテ皆ナ話シテ居ッタ。(28)」

という状態であり、一家の主従関係が濃厚に支配する家内工業＝織物工場にあっては、その制裁＝虐待は一層苛酷の度合いが強いものがあった。同上調査員に対する同織物女工の談はこれを明示する。即ち、

「去年アタリヨリハ益々不景気ニナルモノデスカラ何ノ罪モナイ私等ニアタリチラスノデスカラ……私ハ早クカラ逃ゲアウト思ッテ考ヘテ居リマシタガ、一日例ノ通り仕事ヲシテ居リマシタガツヒ逃ゲル気ニナリ、スキヲ見テ家ヲ脱ケ出シ浦和ノ桂庵ヲ尋ネテヨキ奉公口ヲ世話し呉レト願ヒマシタ処ガ、〇〇サンノ言ハレルノニハ……一応先方ヘ掛ケ合ハナケレバ行カヌ故兎ニ角親方ノ内ヘ帰リテ居レバ後カラワシガ行ッテ話シテヤロト申シマシタカラ、私モコワゴワ乍ラ〇村ノ親方ノ内ヘ帰リマシテ入口ヘ入り上リカマチニ腰ヲ掛ケテ居リマシタラ、親方トオカミサンガ来テ『コン畜生太イアマダ』ト云ヒ乍ラ二人シテブツヤラ蹴ルヤラシタ揚句、私ヲ庭カラ引摺リ出シ其上衣類ヲ剥奪シオマケニ〇〇マデ解キ何処ヘナリト出テ行ケト表ヘ放リ出シマシタ云々。(29)」

〔附記〕

本件虐待事件により右工場主は起訴処分に関われた。即ち、右女工がその後世話になった、右の談中の浦和地方の「口入業」者の同上調査員に対する談によれば

「……女工及私モ警察署へ出頭セヨト申サレマシタ……翌日加害者〇〇ト工女私ノ三人立会ノ上種々尋問ヲ受ケ、〇〇ハ殴打罪トシテ検事局送りトナリマシタ。(80)」

あるいはまた、既出(2)「埼玉県春岡村コールテン織物工場」における、「逃亡」女工に対する制裁=虐待は、更に一層残酷を極めるものがあった。下記の如くである。

「職工事情附録」の報告文中に記録されている、既出の東京控訴院判決理由書によれば、

「第二工女〔某——宇田〕ガ

虐待ニ堪ヘズシテ逃亡シタルモ某居所ヲ覚知セラレ明治三十三年十二月頃……被告……相謀リ……ヲ裸体トナシ其股間ニ小棒ヲ挟ミタルママ縄ヲ以テ両足ヲ縛シ……臀部ヲ殴打シ……

第四工女〔某——宇田〕ガ

虐待ニ堪ヘズシテ逃亡シタルモ其ノ居所ヲ覚知セラレ明治三十四年十二月頃……被告……相謀リ……ヲ裸体トナシテ縛シ共ニ之ヲ殴打シ云々(81)」

また、小川信一氏の著書中における〔同工場「虐待事件」に関する〕記述によれば、

「明治三十五年一月五日頃、逃亡せる十六才の工女を裸体にして縛して綾竹で殴打す。明治三十五年一月二十五日、前記の工女が再度逃亡せるを裸体にして殴打せる上、糸の上包みの青色紙や薬縄切れを××におしこみ、綾竹でかきまわす。(82)」

而して、これらの場合において、脅迫・暴行は更に「監禁」を伴うことを必然とする。この場合には正に、明らかに囚徒労働力に対すると同様の〔半封建的〕支配形態が赤裸々に現われる。即ち、同じく家内工業的織物工場について、次の如き事態が記録されている。やや長文となるが、事態が極めて重大且つ深刻なものを含むが故に、敢えて引用するであろう。

「口入業」者(前出の口入業者とは別人)の「職工事情」調査員に対する談によれば、

「工女ガアマリ凡テノヤリ方ガ厳敷モノデアリマスカラ、三四度逃走シヨウトシテ見付ケラレ、三度目ニハ遂ニ牢屋ノヨウナ処ニ押シ込メラレ、二三日間ハ飯モ蒲団モ碌々ト与ヘテ呉レマセンカラ(此所ハ四方板ヲ囲ミタル一間四方ノ部屋ニシテ一方ヲ入口トシ食物ヲ通スル口ハ単ニ茶碗ノ往復ヲナスニ足ル位ノ穴ヲ穿チアルモノナリ)此所ハ斯様ナコトヲナサンガタメ特ニ設ケタルモノナラント云フ、便ヲ催ス時分ニ、ハ内側ヨリ戸ヲ叩クト外カラ男ガ来テ便所迄一所ニ付イテクルソウデス、丸デ囚人ト大差ナシデス、……或夜風雨ニ乗ジ便所ヲカコツケトウトウ私ノ内ヘ逃ゲテ来マシタ……先方ニ談判ニ出向キマシタ、処デ先方ノ云フニハ女ガ逃ゲルカラ仕方ナシニ斯様ノ手段ニ出タノデス、若シ逃ゲモセズアタリマヒニシテ居レバ決シテコンナコトハシマセスト云フテ平気ナモノデス……(83)」

この事例について特に注目されるべきは、傍線の部分と、「逃ゲルカラ仕方ナシニ斯様ノ手段ニ出タノデス」に示される工場主の思想とである。これらの点については次のことが注意される。即ち、一つは、農奴でも、奴隷でもない、商品形態としての労働力の自由な所有者=人格者=労働者が、契約を媒介として、そこにおいて自己の所有物たる労働力の経済的実現が展開されることを期待した、その工場生産機構が、同時に他の側面において、労働力=労働者に対する拘禁所的機能をば発現していることである。前段の傍線部分が示す、拘禁所的施設が常設されるというに至っては、生産職場は、最早自由な労働力の近代的生産過程の場所たるべき実態を失い、強くいいうならば、囚徒労働力の非経済的実現=苦役——いやむしろ奴隷労働が展開される場所と化しているといわねばならず、要すれば、端的に言って、奴隷制度の復活・再編成の一型相をそこに見出すのである。つまり労資関係——生産関係は近代的・法的形態から疎外されている関係において現われることである。

二つには、「逃亡」行為〔=任意退職〕に対する肉体的制裁=監禁(いうまでもなく、この行為自体は明法憲法第23条に違反する。その意味における人権じゅうりん行為である。)を以て当然と

考える思想の下に、それを「平然」と実行することの中に、既述の前近代的懲戒権の思想が根強く持続・貫徹していることが表現されている、と理解するのである

〔備考〕

上掲の口入業者の談は更に続けて「如斯虐待事件ハ往々アルヨウデスガ其割合ニ世間ニ知ラレナイノデス。」と結んでいるが(註33同所)、そういうところにこそ、端的に、当時において市民的規範意識の未成熟、従ってまた、人権尊重の思想の欠如が表明されているとというるし、かかる近代的意識の欠如が、政治的支配形態——半封建的な政治的統一原理と容易に結びつくところにおいて、本文に挙示した如き、近代的法原理に濃厚に異質的な、「逃亡」に対する私的制裁＝奴隸制的体罰〔物権的支配の要素を含む〕の一般化が可能ならしめられた、というべきである。

(ハ) 終りになお附言しておきたいことがある。

一つは、紡績工場において「職工ヲ誘フテ逃走ヲ企テタル場合⁽⁸⁴⁾」、家内工業＝織物工場において「逃亡工女が逃ゲ出スノ一見テ知ラヌ振ヲシテ居ツタ」場合⁽⁸⁵⁾など、「逃亡」の勧誘、他の「逃亡」行為の放置も、自己の「逃亡」行為と同罪とみなされ、体罰(前者の場合であり、殴打、裸体責めを含む)や苛責(後者の場合)の対象とされる点である。かくては、経営者の懲戒の思想は、右の事態にみる如き恣意性(Willkürlichkeit)において、いわば、恰も明治33年治安警察法第17条の政治的原理の、私的工場生産関係の中における、一つの実践形態ともいうべきものとして、自己を現わしている、というのは、強ち、牽強附会的表現とはいいい切れまい。「逃亡」防止——労働力留置のためには、かかる非合理的、前近代的手段をとらざるをえなく、その意味において、ここにもまた、かかる形態において絶対的支配が貫徹されている。

二つは、「逃亡」を漸くにして成就しえた者も、「逃亡」紡績女工と「職工事情」調査員との問答が示す、「荷物モ金モ何モ持タヌ」状態で「夜明ケマデ草ノ中ニ蔭レ」、「山ノ中ニ逃ゲ込ンダ」という⁽⁸⁶⁾事態である。法上の退職の自由に対する身分的＝絶対的拘束が行われているところにおいて、緊急避難的行為をなしたものとしては、自己が何らの法律責任、少なくとも刑事責任をもたぬにもかかわらず、自己所有の一切の財産権をも放棄し、あまつさえ、恰も犯罪人的、囚徒的な行動をとるところには、労働者側にも未だ根強き封建的、身分的意識の残存することを認めざるをえなく(勿論、労働者がかかる行動をとらざるをえないことが、工場労働へ連れもどされた上において予想される、上米示した如き苛酷な肉体的制裁に対する脅迫感に原因するものであることを、無視して、そういつているのではない)、近代的に法的な意識が成長していなかったことを意味する。なお序でに加言すれば、ともあれ、近代市民社会関係における自由平等な法的人格者のそれとは、凡そ無縁的にして異質的な、そして封建制下における以上に——ある意味において——悲惨な、かかる存在形態——生活関係——が放置されるところに、明治期における政治・社会構造の前近代的な要素的要素の矛盾が顕現しているのであり、いや、より適切には、かかる存在形態も、また、端的には明治憲法に集約的に表現される、政治的支配形態の上での特徴的一事実なのである、といいうるのである。

(二) 以上(「逃亡」に関し)分析したところのものを一言にして要約するならば、次の如き結論的な表現が適確に妥当するであろう。即ち、先ず基本的なことは、——「逃亡」行為、法の観点からすれば、市民法原理が容認する解約＝退職の自由の行使、明治憲法上は住居移転の自由(第22条)の行使に対して、刑罰の様相を呈する私的制裁＝体罰を加えるの事態において現われる、労働力の〔身分的〕支配従属関係は、かの大正12年9月1日関東大地震に際する、富士紡小山工場の惨虐事件に関し、「女工哀史」の著者が記述したところの

「一たん逃げ出した女工を『お前の体は金を出して買ってあるのだから自由な行動は執らせない。』とて、嚴重な監視つきで倒壊工場の炎々と燃えあがる工場脇の空地へ拘禁して置き、遂に避難時を失して延燃建物の為め四方から挟み焼きにしてしまった⁽⁸⁷⁾、

という事態において現われる半封建的な支配従属関係の原型をなすものである。

「金を出して体を買った」のであるから、退職の自由を認めない、とするところに、疑うべくもなく、一種の物権的支配＝物的強制——奴隸的強制＝人格的支配規定——さえもが横たわっている。かくて、労働者は、「賃金奴隸」と前借金のための「満期づとめ」の桎梏という、かの公娼と等しき二重の奴隸制度に縛られている、となしうる（このことの証左を上來示し來った事態に求めうる）のであり、次章において明らかにされるであろう「労働時間終了後における寄宿舎の桎梏」が更に追加されることを考えると、「これ正に公娼以上幾重もの奴隸制度でなくて何であろう。」⁽³⁸⁾

〔本章結語〕

「工場懲罰」に関する分析を終るに当って、本章以前の各章に試みた如き結語的なものを記述することは、本章これまでの論述過程において若干そのようなものを表現したことでもあり、最早格別の必要は残されていないと考えるのであるが、許されるとするならば、敢えて若干の蛇足を加えてみよう。

一 何れにしても、労働者が、封建的な忠実義務に対応する身分的な権威的制裁としての罰金・体罰＝虐待——懲戒の桎梏に、それらに対する抵抗を何程かは意味することあるべき労働者の自由意思に対する経営者の絶対的拘束の下に、無制約的にさらされる点に、生産過程、従って労働関係の中における労働者の身分的な従属関係が、集中的に表現されることを理解しうることは、改めて多言を要しない。この意味においては、即ち、かかる前近代的懲罰の桎梏に束縛されることにおいて、契約関係には「隠された生産の場所」(マルクス K. Marx) が、一種の拘禁所的＝いわゆる「監獄部屋」の形相として労働者に映るのは当然であるといわねばならず、そしてまた、他の角度からみれば、前借金契約的にして人身売買契約的な、初期の雇傭契約の実態は、かかるところにこそ、自己を集中的に表現しているわけのものである。これを平易にいいかえれば、たとい「臣民」としての極めて微弱なものであるにせよ、権利や自由が何程法令により保障され、また直接労働者が封建的身分から解放されたというも（例えば既出の明治5年10月太政官布告第285号参照。だが、同法が近代的人権保障の性格を有するものでなく、明治前期的政治的支配形態に結合し、それに適合するものとして位置づけられることを想うべきである。）、それらが直ちに労働の自由を招来したのではなく、社会的関係——実際においては、自由契約の形式〔＝「言葉」〕の下に、農奴制あるいは奴隸制的——身分的形式に依存する労働強制、即ち、半封建的搾取が行われた、ということに外ならぬのである。

二 然し、右の点よりも、むしろこのことが注意されるべきものだと考える。即ち、就中、「逃亡」行為に対する懲戒にしてみても、それがたとい生産過程における共同関係上の特別義務を強制するための制裁としてでも、既述の如く、近代法原理の側面からすればなおさらのことであるが、他面、第一章が明らかにした、当時の雇傭契約関係の構造の特質の規定性からしても、それを肯定せしめる理論的根拠は導き出されえない。即ち、既にして契約の当事者として現われることなく、況んや、「争奪」「誘拐」なる、近代的原理が容認しない前近代的方法によって、その自由意思〔市民的自由〕の抑圧・拘束〔強制〕の下に、工場生産の内面に送りこまれた労働者には、契約意識も、はたまた契約上の義務もないのであるから、契約を解除するという、法典上の近代的〔法〕形式をふむ意識も、義務もない筈であるといわなくてはならないのである。「逃亡」なる前近代的形態において、退職の自由が行使された所以でなければならぬ。

それにもかかわらず、「逃亡」＝退職に対して私的刑罰〔罰金・体罰〕を加えることは、それ自体としても、経営者の行う懲戒が、もち残された一種の公権の様相を帯びることを意味するものであり、それをしも、われわれは、端初的工場労働関係における身分的＝絶対的支配の関係といわなくてはならぬのであって、かかる、いわば公権的な懲戒の桎梏に束縛せしめる形態における、労働力

支配〔労働強制〕の身分的＝絶対的権力的内容も、また、かの、労働者雇入れに際しての雇傭契約の条項の中に、集約されて表現されているものの具体的な一典型を形づくるものである。そして、そこに、明治憲法典を空文化する多くの要素が内在している事態が存することは、繰返しいうまでもない。

かくして、商品化された「労働力」の担当者がまさに人格者であるということが、経営者の近代的生産関係における支配的地位と封建的なそれとが過渡的に結合されたところにおいて、全く度外視されるという単純な事実を、典型的に実証するものを、工場罰の展開過程に見出すのであるが、このことは、別の角度からすれば、この場合、一体何を意味するであろうか。

三 右に対する答は比較的簡単なものが考えられるであろう。

資本所有者＝商品所有者としての工場経営者が、半封建的な懲戒権の思想に、いいかえれば、かかる懲戒権の思想に代表される封建的な身分的支配の思想に依存する工場罰＝私的刑罰権の主体として現われ、かたや、資本所有者＝経営者と対等な労働力商品所有者としての労働者は、かかる経営者の私的刑罰的な工場罰と、(次章が問題とする) その上に累加される寄宿舎制度との、労働者の自由を機構的に拘束するものとしてのこれら二つの資本の前近代的制度の桎梏の上に、更に第三章及び第四章の分析が展開したところの、諸種の形態の下における前近代的・身分的な強制的契機が追加されることに束縛されている、という労資の関係形態を構想しようとするならば、次の如き理解は容易に成立するであろう。

先ず、これを社会・経済学的側面から表現するであろう。われわれはここに、市民社会一般の原理との相関関係において、日本資本主義の初期的段階における工場労働問題の考察を試みているわけのものではなく、われわれの目的たる該工場労働関係の法的分析のために必要な範囲内において、いいうることを取りあげる、という態度をどるならば、ここに取りあえず想起されることは若干存在する。即ち例えば、A. Smith は、その著「道徳情操論」(The Theory of the Moral Sentiments, 1759) の中において

「人間社会のすべての成員は相互の助けを必要とする、またそれと同様に相互の侵害に曝されている。必要な助力が愛情から、感恩から、友情及び尊敬から、交互的に与へられる場合には、社会は栄え、そして幸福である。(39)」

と主張することによって、「正義の原則」を以て市民社会の原理となしたのであるが、彼 Smith のいわゆる正義とは、周知の彼の別著「国富論」(Wealth of Nations, 1776) の中において「社会の各員をば、社会の他の人々の不正または圧制から保護する(40)」という場合の、社会成員の肉体、財産、人権に対する侵害からの防止に外ならなかったのである。かくて Smith は、正義の強制なくして社会は一刻と雖も存立しえないとして、前出 The Theory of the Moral Sentiments において更に

「しかしたとへば必要な助力がかかる寛容にして無私なる動機から与へられることがないとしても、即ち社会の各種成員の間に相互的愛情がないとしても、社会は、幸福と快適の度を減ずるであらうが、必ずしも解消するものではないであらう。相互的愛情を欠くとしても、社会は、恰も各種の商人の間におけるが如く、各種の人々の間において存立し得るであらう。そしてそこにある何人も他人に対して何等の義務をも負はず、また感恩の責に任ずるものではないが、しかもなほそれは合意の評価に従ひ、好意の金銭的交換によって支持されるであらう。(41)」

といったのであって、彼のいわゆる正義の社会とは、個人に対する個人の、等価に対する等価の交換の社会であったのである。即ち、Smith によれば、「全面的対立と依存の上に立つ市民社会を支えるものは取りも直さず正義の原則に外ならないのである。(42)」かくして、「資本家の経済学」(河上肇著「経済学大綱下」の標題の言葉)の古典的泰斗 Smith において、彼が資本家的な自然的自由を強調することによって、封建的束縛からのブルジョアの解放は、人類の最も神聖なる権利とし

て現われることとなるのであるが、何れにしても、自由の法律原理に支えられた資本主義的市民社会における、Smithの市民的正義の原則は、あるいは換言すれば、この正義の原則によって支えられるべき個人対個人の「市民社会」関係は、日本的な初期の近代資本主義の生産関係においては、資本所有者と労働力所有者＝労働者とが、前記の如き対立形態をとる限りにおいて、またそのような関係の下に、商人対商人の間における、一方が他方に対して何等の義務を負担しない関係が成立していないことのために、存立しえなく、あるいはかかる関係が疎外されていることにおいて、その存在を主張しえなかったのである。

同じく経済学的観点からするのであるが、角度を転じて、われわれの目的にそうべき重要な他の側面に着眼するならば、次の如くである。——それは格別に新たなことを表現しようとするのではないが、再び引き合いに出すのであるが、Smithがまた前出 *Wealth of Nations* の中において

「〔分業が一度完全に行はれるやうになると、自己の労働の生産物が満し得る人間の欲望は極めて小部分に過ぎない。彼は、自己の生産物中自己の消費する以外の剰余部分を、他人の労働の生産物中の自己の要する部分と交換することによって、その欲望の大部分を満す。〕かくして各人は交換することによって生活する。即ち、ある程度商人となり、そして社会それ自身はいはゆる商業社会 (commercial society) となるのである。⁽⁴⁸⁾」

と記述して、彼は、資本制経済においては、個人は多少とも「商人」となる、との主張をなしているが、このことの意味は、われわれの観点からするとき、具体的には、「資本制経済においては、資本の所有主が単なる人間的存在として現われることなく、『経済人』homo oeconomicus、または資本の化体物として現われるのと同様に、労働者もまた、人格的存在であるより前に、先ず資本にとっての生産要素たる『労働力』として登場する。⁽⁴⁹⁾」と、いいかえうであろう。然るに、かかる一般論的な資本制の必然性は、その後もながく（大正期以降を含めて）日本資本主義社会が純粋なものでないという意味においてもさることながら、ともかくも、諸種の前近代的条件の支配するところにおいて、歴史的段階としての産業資本の確立過程に属する、初期の近代的生産関係にはそのまま妥当していないことが、上記の如き関係事態を前にして、最も顕著に実証されていることに考え至るわけなのである。

社会・経済的側面からみた、前記の如き資本制の必然性が妥当しない関係を、法的側面からいいかえて表現するならば、次の如くなるであろう。

工場経営者は経済人たるよりも、法的には即ち、生産手段の所有者＝近代的支配者たるよりも、取りあえず、すぐれて、半封建的な懲戒権＝私的刑罰権の所有者〔主体〕として、あるいは、身分的権威者＝人身支配者、より現実的な表現を以てすれば、前借金債権者として、立ち現われるのに対応して、労働者もまた、経済的表現によれば、生産要素たる「労働力」の提供者として、資本制的範疇において、あるいは近代性的資格において自己を貫徹せしめることを、基本的にも、もとより具体的実態的にもなしえずして、生産要素としてあることよりも、何よりも先ずすぐれて、身分的結合の原理に規定された被拘禁者＝囚徒的労働力という資格において自己を発現しているのである。法的に表現すれば、かかる意味において、意思主体としての近代的自由を否定せられ、従って人格的存在を失ったところの存在が必然としているのであり、囚徒労働力的な、いわば一種の無経済的な宿命において在るところの制約と、その矛盾において、労働者は、自己の人格的なもの＝自由を濫用されているのであり、かくの如きことの裡に労働者の在り方が存しているのである。

四 かくして、かかる前近代的な工場主的懲戒制度〔工場懲罰〕と、それが恣意的形態において実行されることにおいて、労働者は、人格的にも労働者として存在することを許されず、かかる存在以前のな性格を濃厚にになったところの、正にそのような不自由な、従ってそのような従属的存在者であったのである。

これを要するに、工場主的懲戒権は、従って、かかる権力思想を相手方・労働者に向って誇示す

る工場懲罰なるものは、一方的な身分的支配への隷属の要求の法的根拠を形成したのみでなく、より積極的に適切には労働強制の要求を、あるいはより現実的な視点に立っていえば、前借金の担保価値の充分なる確保実現の要求を、実際に貫徹するための歴史的に新たな、本質的な権力手段(wesentliches Machtmittel)をも形成したのである。而して、やや強く別言しうるならば、それは、かかる意味とその実態性格・構造とにおいて、恰も、中世の領主裁判権〔Grundherrliche Gerichtsbarkeit,あるいは裁判権力 Gerichtsgewalt〕がそのような構造を有していた如くに⁽⁴⁶⁾、経営内部における工場経営者の諸権利、最も具体的には生産過程(労働過程)における労働の実施に関する経営者の指揮命令権の、維持のための手段であり、あるいはそれは、近代者的なものに封建的なものを混合した労働力搾取を保障し、且つ経営者にその身分的な隷属者＝労働者に対する権威と権力を保持せしめた機構であった、といわなくてはならない。従ってまた、就業規則としての工場懲罰制度は、工場生産の内面における、一種の「封建法」(Feudalrecht)として、その存在性格を示すものであると理解せしめるであろう。

〔註〕

- (1) 「職工事情」第1巻 300頁。
- (2) 同上 90～1頁。
- (3) 同前 200頁。
- (4) 同前 300頁、傍点は宇田。
- (5) 風早八十二「日本社会政策史」71頁。
- (6) 明治35・9談、「職工事情附録二」,「職工事情」第3巻 299頁。
- (7) 「職工事情」第1巻 91頁。
- (8) 明治34・1談,同前「附録二」,同前 第3巻 191頁、傍点は宇田。
- (9) 「職工事情」第1巻 90～1頁。なお、同 第3巻 151～2頁参照。
- (10) 「職工事情」第1巻 300頁、傍点は宇田。
- (11) 明治35・10談,「職工事情附録二」,「職工事情」第3巻 324頁、傍点及び傍線は宇田。
- (12) 明治35・9談,同上,同上 第3巻 301頁、傍点は宇田。
- (13) 明治35・7談,同前,同前 第3巻 297頁、傍点は宇田。
- (14) 明治34・3談,同前,同前 第3巻 228～9頁、傍点は宇田。
- (15) 明治34・1談,同前,同前 第3巻 191頁、傍点は宇田。
- (16) 明治34・2,同前,同前 第3巻214～5頁、傍点は宇田。
- (17) 「職工事情」第1巻 91頁。
- (18) 同上,同頁。
- (19) 「職工事情附録二」,「職工事情」第3巻 234頁。
- (20) 明治33・8,同上,同上 第3巻 152頁、傍点は宇田。
- (21) 「」の部分は明治35・8・20時事新報の記事による。「職工事情附録一」,同前 第3巻 42頁。
- (22) 「職工事情附録一」,同前 第3巻 37～8頁。
- (23) 同上,同上 第3巻 62頁以下による。
- (24) 小川信一「労働者の状態及び労働者運動史・上」22頁。
- (25) マルクス K. Marx「資本論」第1巻,邦訳 改造社版 207頁。長谷部文雄訳,日本評論社版 第2分冊185頁。山田盛太郎「工場工業の発達」(日本資本主義発達史講座) 87頁参照。
- (26) 「職工事情」第1巻 52～3頁、傍点は宇田。
- (27) 明治34・1談,「職工事情附録二」,「職工事情」第3巻 193頁、傍点は宇田。
- (28) 明治34・2,同上,同上 第3巻 212～3頁、傍点は宇田。
- (29) 明治35・2談,同前,同前 第3巻 285～6頁、傍点は宇田。
- (30) 同前,同前 第3巻 286頁。
- (31) 同前 第3巻 36頁。
- (32) 小川,前掲書 17頁。
- (33) 「職工事情附録二」,「職工事情」第3巻 287頁、傍点及び傍線は宇田。
- (34) 「綿糸紡績職工事情」,「職工事情」第1巻 91頁。
- (35) 明治35・9,当該織物女工の「職工事情」政府調査員に対する談。「職工事情附録二」,「職工事情」第3巻 299頁。
- (36) 明治35・12談,同上,同上 第3巻 328頁。
- (37) 細井和喜蔵「女工哀史」,岩波文庫版 207頁、傍点は宇田。

- (38) 細井, 前掲書, 岩波文庫版 141頁.
- (39) 昭和16・3・17刊, 高島善哉「経済社会学の根本問題」152頁の引用訳文を借用.
- (40) 昭和22・5・20刊, 河上肇「経済学大綱・下」147頁の引用訳文を借用.
- (41) 高島前掲書153頁の引用訳文を借用, 傍点は宇田. 用語は既に断っておいた如く高島使用通り.
- (42) 高島前掲書 153～4 頁, 用語は同上.
- (43) 岩波文庫版邦訳, 第1冊, 53頁の訳文による.
- (44) 大河内一男「社会政策総論」(有斐閣全書) 40頁より引用.
- (45) 拙稿「所有権の歴史性: D 封建制(2)」, 高知大学学術研究報告 第7巻 第36号 9頁参照. なお, 高橋幸八郎「近代資本主義の成立」91頁, 同氏「市民革命の構造」85～8頁, 同氏「近代社会成立史論」38頁など参照.

(昭和37年7月25日受理)

